

周防大島町告示第57号

令和元年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年6月6日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和元年6月13日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

---

○6月20日に応招した議員

---

○6月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和元年6月13日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年6月13日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 平成30年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第9 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第2号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第3号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第6号 周防大島町森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 平成31年度橋斎場設備改修工事の請負契約の締結について(質疑・

討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 平成30年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第9 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第2号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第3号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例等の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第13 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第6号 周防大島町森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 平成31年度橘斎場設備改修工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君
産業建設部長 …………… 林 輝昭君	健康福祉部長 …………… 近藤 晃君
環境生活部長 …………… 豊永 充君	久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君
大島総合支所長 …………… 山本 勲君	東和総合支所長 …………… 大川 渉君
橘総合支所長 …………… 中村 光宏君	
会計管理者兼会計課長 ……………	大下 崇生君
教育次長 …………… 永田 広幸君	病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君
総務課長 …………… 中元 辰也君	財政課長 …………… 重富 孝雄君
税務課長 …………… 藤本 倫夫君	生活衛生課長 …………… 中谷 範夫君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから令和元年第2回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、吉田芳春議員、7番、平野和生議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る6月7日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月21日までの9日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月21日までの9日間とすることに決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先月5月1日、平成から令和へ改元がなされ、新しく徳仁天皇が即位されました。令和が安寧な時代となりますよう祈念しつつ、心新たに町づくりに取り組んでいかなければならないと思っております。

それでは、本年3月以降、本日までに議会へ提出されております文書について御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より、例月現金出納検査（3月・4月実施分）と定期監査（3月・4月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、議会関係では、去る5月15日に岩国基地関連対策特別委員会を開催し、改元に伴う大型連休前に報道発表された、米軍岩国基地への空母艦載機の移駐完了後1年を経過する中での騒音の状況と検証について、山口県総務部基地対策室から説明いただきました。その際の資料は、議員各位に配付しておりますが、2段階の評価をしているとのことでありました。

1点目は、米軍岩国基地の滑走路の沖合移設前と移設後において、沖合移設の計画時に策定し

た騒音予測コンター内に沖合移設後の騒音がほぼおさまっていることから、滑走路を沖合移設した効果は認められる。

2点目に、滑走路の沖合移設後において、空母艦載機の移駐前と移駐後では、うるささ指数であるW値が、騒音観測地点25カ所中19カ所で増加していることから、周辺住民の生活環境への影響は総じて悪化しているとの認識でございました。

このことを受け、特別委員会の委員から、硫黄島で実施される陸上空母離着陸訓練であるFCLPや、実際に洋上の空母で行う空母着艦資格取得訓練CQの前後に岩国基地で実施されている通常の訓練の中で発せられる騒音がひどいことから、国を通じて米軍側へ岩国基地での訓練実施の中止などを要請していただきたい。また、安全保障上、なぜ訓練が必要であるのか、米軍側に可能な限り情報の開示を要請し、中国四国防衛局や山口県基地対策室からも、住民に対して十分周知を図られ、安心・安全を確保するよう要望をいたしました。

次に、山口県に対し交付される年間50億円の再編関連特別地域交付金により、岩国市、和木町、周防大島町の地域振興事業が実施されており、道路の改良等ハード整備は目に見えるけれども、産業振興において、漁業振興施策などソフト事業について、住民に理解できる形で示していただきたい。

加えて、FCLPやCQの実施における騒音の増加等、住民の生活環境悪化に対しては、しっかりと国や米軍側に要請してほしいと対策室をお願いをいたしたところであります。この騒音に対する評価検証を受け、急な取り組みとなりましたが、6月6日に久保雅己岩国基地関連対策特別委員会委員長と私の2名が、山口県、岩国市、和木町とともに、辻外務大臣政務官、菅内閣官房長官、安倍内閣総理大臣、岩屋防衛大臣を訪問の上、騒音対策、地域支援対策などについて直接要望を行ってまいりました。

次に、陳情・要望については5件受理しております。

陳情・要望第15号及び陳情・要望第17号で、別々の団体から、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書採択を求める陳情がありました。

また、基地のある宜野湾市から、現実的な対応として、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の採択要望が提出されております。

さらに、基地問題に関連しての、沖縄県民は先住民族という、国連の誤った認識の撤回を求める意見書の採択要望の4件については、議会運営委員会でお諮りし、議員配付として既にお手元にお届けしております。

もう1件の、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出につきましては、昭和45年に過疎対策に対する特別措置法として、4次にわたり制定された現行法が、令和3年3月末をもって

失効することとなり、少子高齢化による人口減少の続く本町に大きくかかわる法律ですので、議会最終日に議員発議として、意見書の提出について御審議をいただくこととなりました。

続いて、系統議長会関係について、令和元年5月28日に東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、小田副議長と私が出席いたしました。

研修会においては、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授の長野基氏の3名から、総務省が作成している町村議会議員の議員報酬等のあり方について、最終報告に関しての解説がありました。この最終報告は、議会改革・議員活動に適合する報酬や政務活動費の設定の考え方を整理し、地方議会に対し示すものであるとのことでありました。

また、先に行われた統一地方選挙においても、無投票の自治体が多くあり、全国自治体議長へのアンケートにおいても、議員のなり手不足が原因と考えられるとの回答が3分の2以上あり、こうした自治体は人口規模が小さい、1次産業の比率が高い、財政力が乏しい、議員定数が少ないことが特徴として見られるとのことでありました。端的にまとめれば、低位にある議員報酬と当選に係る得票数のハードルが上がる議員定数の少なさが無投票当選につながるものであり、無投票当選の発生を避けるのであれば、議員報酬と議員定数を一定以上の水準に保たなければならないとの提言も加えられるようであります。

研修会において事例発表された長野県喬木村議会は、「小規模議会のあり方を求めて」と題し、夜間・休日議会の挑戦ということで、住民に開かれた議会として、一般質問は休日、常任委員会審議は原則夜間に開催することで、兼業議員の活動環境整備と住民の傍聴機会の増加を図るなど、努力されているとのことでありました。

次に発表された鳥取県若桜町議会では、住民に寄り添う議会を目指して議会活動活性化を図るために、平成26年度より毎月1回以上の各常任委員会及び全員協議会を開催しておられます。また、町内37集落の代表者との議会報告会を開催し、議会の活動状況や決算の審査状況、テーマに沿った意見交換などを行うことによって、拾い上げた住民要望を全員協議会で協議し、町長に提言を行うなど、町民に寄り添う議会を目指し、さらなる議会改革を行っていくとの報告がありました。

さらに、京都府与謝野町議会では、町民に信頼され存在感のある議会を目指すため、一般質問は一問一答方式で1人30分、予算決算の質問についてはそれぞれ1人15分で2回、また、町村議会では珍しい会派代表から15分間の質問時間、そして他の議案については、1人10分で2回まで行うことで、多くの議員が登壇する議会運営となっているとのことでした。

いずれの議会においても、開かれた議会活動をするための取り組みを模索し、住民の意見や要

望が行政の執行に反映できるよう努められているようです。また、議員のなり手不足に対する取り組みとして、議員活動の行いやすい環境の整備、兼業議員や議員報酬改定に際しての手続きに住民に参加していただくことで理解をいただく等、全国表彰された議会の取り組みは大変興味深いものでありました。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が4月23日に開催され、本年度の柳井地区広域市町議会議員研修会の日程等について協議がなされ、7月25日に柳井市のベルゼで実施されることになりましたので、全員の参加をお願いするところであります。

次に、町人会関係につきましては、5月25日に開催された東京大島ふるさと会へ久保議員と私が出席をいたしました。今年度の総会では、昨年に起きた事件や事故、とりわけ外国貨物船の大島大橋への衝突事故が各種メディアで大きく取り上げられたことから、会員からの多額の募金を周防大島町社会福祉協議会へ御寄附いただいております。

また、ふるさと会の運営に関してですが、会員の高齢化の影響もあり、単独での開催は今年度をもって終了し、来年度から、東京大島ふるさと会と東京たちばな会が大島郡人会に統合されることが報告され、総会後の交流会においては、山口県を挙げて交流人口の回復などの復興支援に取り組んでいることなど、周防大島町の最新の情報をお届けするとともに、親交を温めてまいりました。

来月の7月7日には、広島・周防大島町人会が開催される予定となっておりますので、その出席につきましては、各常任委員会より2名の出席をお願いしたいと考えております。この議員派遣の件につきましては、本定例会最終日に御議決いただくことといたしておりますので、各常任委員長さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第4. 行政報告並びに議案の説明**

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、令和元年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、4件の行政報告を申し上げたいと思います。

1件目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐後の航空機騒音の状況について、今日までのその経過について御報告をいたします。

本年3月に空母艦載機の移駐が完了して丸1年が経過したことから、山口県基地関係県市町連



絡協議会において、移駐前の騒音予測との関係を含め、移駐完了後1年間の騒音の検証や課題の整理がされたところがございます。

今回の検証によりますと、移駐完了後1年間の騒音の状況は、平成18年滑走路沖合移設前の現況と比べ、全ての騒音測定地、当時の全地点と言いましても5地点でございましたが、この5地点では全ての騒音測定地点で下回り、騒音予測コンターのW値との比較では9割の地点、これは28地点中26地点でございますが、9割の地点で当初の予測の範囲内であると確認をいたしております。

その一方、移駐前と移駐完了後を比較いたしますと、地域や時期による差はございますが、基地周辺や航空機の飛行ルートにある三蒲、浮島等では騒音が増加し、住民生活に影響を及ぼしているとの検証結果でございます。

本年4月に入りましても、航空機騒音に対して住民の方々から多くの苦情が寄せられております。

特に4月23日には、本町を含めた関係市町に多くの苦情が寄せられたことから、翌24日に、山口県基地関係県市町連絡協議会から米海兵隊岩国基地に対しまして、航空機騒音は地域住民の生活に多大な影響を及ぼしており、滑走路運用時間内であっても可能な限り騒音の軽減に努めるよう要請を行ったところでございます。

また、5月7日には、防衛省が在日米軍司令部から、硫黄島において空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練を5月9日から5月19日に実施する予定である旨の通知があったことを受けまして、岩国基地における空母艦載機着陸訓練FCLPに関し、硫黄島において所要の訓練を実施、完了すること。岩国基地を予備施設に指定しないこと。空母着艦資格取得訓練、CQと言われるものがございますが、これに関しまして、地元の負担を考え、最終着陸時刻が23時までとなるよう、国から米側に求めること。やむを得ず23時以降に岩国に着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し、事前通報すること。可能な限り騒音の軽減に努めるよう、国から米側に求めていくことを山口県基地関係県市町連絡協議会において、5月8日に要請を行ったところでございます。

また、6月6日には、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策の推進や地域振興策の確実な実施についての特別要望を、国会議員、防衛省等に対しまして行ったところでございます。

特別要望にあたっては、執行部から、山口県知事をはじめ、私や岩国市長、和木町長が、また、岩国基地問題議員連盟連絡協議会からは柳居山口県会議長のほか、本町からは荒川議長、久保岩国基地関連対策特別委員長が出席をいたしました。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐後の航空機騒音の状況について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も継続して本議会に報告をするとともに、県及び関係市町と連携

して、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

これに関連いたしまして、既に新聞等で報道されておりますが、本年7月から山口県が実施する住宅環境改善支援事業がスタートいたします。

この事業は、空母艦載機移駐に伴う航空機騒音等による住民生活への影響が懸念される中、町の実情を踏まえ、県が指定した区域に居住する住民が、サッシの設置など、住宅環境の改善を行う経費に山口県が補助を行うものとなっております。

なお、この事業の募集につきましては、該当地区に、山口県が作成したチラシを6月の文書配布日にお届けする予定といたしておるところでございます。

次に、2点目でございますが、大島大橋損傷事故に関する対応について御報告をいたします。

大島大橋損傷事故について、既に御報告をいたしておりますとおり、2月15日に責任制限手続を開始したとの通知が広島地方裁判所から届き、責任制限の届出期間は、6月14日までと決定されているところでございます。

責任制限手続が開始されたことを受け、3月18日に本町、山口県及び柳井地域広域水道企業団の連名で、町民や事業者に多大な苦難と精神的苦痛を与えた加害船舶所有者に対して、抗議文を発出いたしました。相手方から誠意ある回答を得ることはできませんでした。

こうした相手方の対応を踏まえ、3月29日には、広島高等裁判所に対しまして、広島地方裁判所の下した決定は全部を不服として、代理人弁護士を通じて即時抗告申立書を提出いたしました。

このような状況において、本町では、6月10日に行政全体の損害額を2億5,867万7,292円として広島地方裁判所に制限債権の参加届出書を提出いたしましたので御報告をいたします。

なお、この内訳についてでございますが、主なものを申し上げますと、応援給水活動負担金、給水活動に伴う需用費、臨時渡船運行費等、本件事故対策費として7,671万9,524円。水道料金減収分と下水道料金減収分を合わせた1億1,648万9,185円。病院事業局における本件事故対策費として2,009万6,354円等が損害額として届け出たものの主な内訳でございます。

また、大島大橋橋梁復旧工事の進捗状況についてであります。既に報道発表されておりますとおり、山口県が発注しております一般国道437号大島大橋橋梁復旧工事及び一般国道437号大島大橋送水管復旧工事について、高力ボルトの納入が一部遅れることにより、工期が令和元年6月30日に延伸されました。

なお、柳井地域広域水道企業団が行う、大島大橋損傷に伴う仮設管切り替え及び撤去工事の工期は、令和元年7月末の予定であります。

仮設管から本設管への切り替えにつきましては、柳井地域広域水道企業団から、6月末ごろに各家庭での水道の使用に支障をきたさないよう工事を行うというふうに向っております。

3件目でございますが、幼児教育・保育の無償化について御報告をいたします。

本年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う税収の増加分を財源として、幼児教育・保育の無償化を実施する改正、子ども・子育て支援法が5月10日の参議院本会議で可決、成立をいたしました。

この改正子ども・子育て支援法では、10月から3歳から5歳児の保育料を完全無償化するとともに、3歳未満児の住民税非課税世帯の保育料を無償化するというものであります。

しかしながら、現在、保育の運営費に含まれている副食費、食材料費でございますが、今回の無償化に伴い、新たに3歳から5歳児までの年収360万円以上の世帯から、月額4,500円相当を徴収するということになっておるわけでございます。

これまで本町は、子育て支援の観点から、保育料の町単独軽減、多子世帯軽減、また同時入所2人目以降無料化事業等で、保育料について、国の基準額の約50%の軽減をしておりますが、今回の保育の無償化により、3歳未満児の課税世帯の保育料や副食費といった新たな課題への対応が必要となってくるものと思っております。

本町といたしましては、無償化により保護者の負担が増えることがないように、財源の確保等、諸課題の解決に向けて、慎重に検討を行っているところでございます。

なお、無償化に伴う町の方針案につきましては、ただいま検討中でありますので、9月議会において、保育料の条例改正とあわせてお示しをする予定といたしておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

最後に、平成30年度周防大島町各会計決算見込みについて御報告をいたします。

平成30年度の一般会計及び病院事業局企業会計、水道事業企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は、2億1,500万円の黒字が見込まれる状況にあり、また特別会計につきましても、黒字若しくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

なお、平成30年度の一般会計の実質収支につきましては、2億1,500万円の黒字ということではあります。前年度の実質収支を考慮し、前年度と差し引きするわけですが、前年度の実質収支を考慮した場合、単年度収支と言いますが、単年度収支におきましては、約3億6,000万円のマイナス、さらに財政調整基金の取り崩しを考慮した実質単年度収支におきましては、約4億5,000万円のマイナスということで、非常に厳しい決算見込みとなっております。これは御存じのように、昨年の災害、そしてまた、大島大橋の関連の事故等、思わぬ予定していなかった支出が大きく影響しておるものと考えております。

また、現在は決算書の調整作業を進めておりまして、病院事業局企業会計及び水道事業企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を含め、監査委員の審査を得て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、御報告をさせていただき予定といたしております。

以上、行政報告を4件を報告させていただきます。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告案件4件、補正予算に関するもの3件、条例の制定及び改正に関するもの11件、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

報告第1号は、平成30年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものでございます。

報告第2号から第4号までは、公用車に係る物損事故及び町道の管理の瑕疵による物損事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものでございます。

議案第1号は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に4,035万6,000円を追加し、予算の総額を144億2,735万6,000円とするものでございます。

議案第2号でございますが、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

保険事業勘定について、歳入予算の款項の区分間の組み替え補正を行うものであります。

議案第3号は、令和元年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に284万6,000円を追加し、予算の総額を8,108万3,000円とするものでございます。

議案第4号及び議案第5号は、条例に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものでございます。

その中の議案第4号でございますが、議案第4号は、周防大島町税条例等の一部改正について、地方税法等の一部改正等に伴いまして、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めらるるものであります。

議案第5号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についても、地方税法の一部改正等に伴いまして、専決処分いたしましたもので、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴いまして、今後譲与される森林環境譲与税について、その管理を行う基金を設置するための条例を制定するものであります。

議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定については、子育てをする若者世帯に安心して子育てができる良好な住居環境を備えた賃貸住宅を提供することにより、若者の定住促進など過疎地域の活性化を図るために整備した若者定住促進住宅について、その管理運営のための条例を制定するものでございます。

議案第8号は、施設の使用料の一部を改正するため、周防大島町町衆文化伝承の館条例の改正を行うものでございます。

議案第9号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

これは、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、使用料等に関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されました。そこで、選挙長等の費用弁償額の基準額が改正されましたことから、国の基準に合わせるため周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、介護保険法施行令の改正に伴いまして、低所得者の保険料の軽減強化が実施されることから、周防大島町介護保険条例につきまして所要の改正を行うものであります。

議案第12号から第14号でございますが、議案第9号と同様に、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることへの対応であります。改正にあたって、議案第12号周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正及び議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正については給水単価検討協議会の、そして議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正については下水道使用料検討協議会の、2つの協議会の協議を経た上で所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、平成31年度橘斎場設備改修工事について、福岡市の太陽築炉工業株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決を求めるものでございます。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたします。

なお、地方自治法の規定によりまして、町が出資をいたしております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をお手元に配付いたしておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げ、行政報告及び議案の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成30年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第8、報告第4号損害賠償の額を定める専決処分の報告についてまで、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号平成30年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をさせていただきます。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました平成30年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手許に配付のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額8億5,917万4,000円に対し8億5,447万2,000円を、簡易水道事業特別会計は、2億4,088万4,000円に対し同額の2億4,088万4,000円を、下水道事業特別会計は、3億6,681万9,000円の限度額に対し3億448万4,000円をそれぞれ繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

次に、報告第2号から報告第4号の専決処分について、御報告を申し上げます。

これはいずれも和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同上第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、報告第2号及び報告第3号であります。平成30年12月26日に、周防大島町大字出井、県道4号線上において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めるもので、3月29日に専決処分により処理させていただいたものであります。

この事故は、周防大島町大字出井、県道4号線上にて、沖浦東浄化センターに入るため右折しようとした際、後方より追い越しをしようとした相手方の車両に追突され、その際、県道設置のガードパイプを破損させたものであります。

報告第2号は、追突された車両を相手方とするもので、本件事故に係る和解につきまして、相手方対町の過失割合が80対20であることを確認し、町が相手方へ17万2,437円を賠償したものであります。

報告第3号は、同事故において破損したガードパイプに係るもので、柳井土木事務所を相手方

とするものであります。本件事故に係る和解につきましては、追越車両対町の過失割合が80対20であることを確認し、ガードパイプ設置者である柳井土木建築事務所へ、過失割合に基づき24万8,000円のうち4万9,680円を賠償したものであります。

なお、いずれも損害賠償の額は、既に一般財団法人全国自治協会から4月9日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第4号の専決処分についての御報告であります。

本件は、平成31年3月7日に、町道本畑線において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、4月18日に専決処分により処理させていただいたものであります。

この事故は、大字久賀地内の町道本畑線において、ユタカ産業株式会社所有のコンクリートミキサー車が走行中、コンクリート舗装版が割れ、その際舗装版が隆起し、当該車両に接触したことでリアバンパーを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は14万400円であり、これにつきましても既に全国町村会総合賠償補償保険から4月24日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

#### 日程第9. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条の総則により、当年度予算の名称につきまして、当年度全体を通じて令和元年度予算と表示することを明示し、第2条により、既定の歳入歳出予算の総額に4,035万6,000円を追加し、予算の総額を144億2,735万6,000円とするものでございます。

この令和元年度予算の明示につきましては、去る5月1日に施行されました元号を改める政令に伴うものでございます。

なお、この総則につきましては、各特別会計におきましても第1号となる補正予算において同様の取り扱いをさせていただくことといたしております。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。事項別

明細書の7ページをお願いいたします。

歳入の2款地方譲与税3項森林環境譲与税は、森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等の財源に充てるため、税制改正において創設されたもので、270万円を新規に計上いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、介護保険法施行令の改正により、低所得者保険料の軽減対象者と負担割合の拡充に伴う低所得者保険料軽減対策負担金の計上となっております。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費に対する子ども・子育て支援事業補助金528万円を、3目衛生費国庫補助金は、緊急風疹対策のための抗体検査に必要な経費に対する感染症予防事業等国庫補助金58万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

8ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、介護保険法施行令の改正に伴う県負担金分として、介護保険料軽減強化対策負担金615万4,000円の計上でございます。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、多面的機能支払事業に係る補助金の追加に伴う県補助金24万5,000円の追加でございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、選挙に関する関連法令の改正により費用弁償基準額が改正されたことによる、参議院議員選挙委託金の追加計上でございます。

17款寄附金は、社会教育への寄附採納があったことにより、社会教育費寄附金を計上いたしております。

また、9ページ、18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金1,301万5,000円を取り崩して財源調整をしようとするものでございます。

次に、歳出でございます。10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、森林環境譲与税を財源といたしまして、森林環境整備基金積立金270万円の新規計上。

7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、東和の支所経費に小規模施設整備事業補助金を追加計上するものでございます。

4項選挙費2目参議院議員選挙費は、投開票管理者等の費用弁償基準額の改正に伴う追加計上となっております。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、消費税の引き上げが予定されております10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修業務528万円の新規計上でございます。

11ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、緊急の風疹対策に関する抗体検査に必



要な手数料及び予防接種システム改修経費の追加計上。

2項清掃費3目し尿処理費は、情島のし尿処理施設に関する水質検査について、毎月の採水作業に係る業務委託経費を新規に計上いたしております。

12ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、使用期限を迎えた大島地区農産物加工センターLPガス設備の自動切替装置の更新経費の計上及び、5目農地費は、地域資源の適切な保全管理を行うため、新規活動組織の加入等による多面的機能支払事業補助金を追加し、7目農村環境改善センター費は、4月に消防署より改修通知を受けた自動火災報知設備の修繕経費をそれぞれ計上いたしております。

6款商工費は、7月からピークを迎えますウインドパーク宿泊者が利用するコインシャワー1台の交換経費の計上となっております。

13ページ、9款教育費4項社会教育費3目図書館費は、社会教育関係への寄附採納を受けたことにより図書購入費の計上、4目文化財保護費は、消防点検により改善指示を受けました東和収蔵庫の消防設備に関する補修経費を計上いたしております。

12款諸支出金1項繰出金は、特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございますが、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護保険法施行令の改正に伴う、国・県負担金の追加計上による増額となっております。

以上が、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 5点ほどお尋ねをいたします。

最初に、11ページの子ども・子育て支援システム改修業務、これにつきまして、ちょっとスケジュール的なもの、補正を上げるということで法改正とかに伴うんですけど、その辺のスケジュール的なものを補正の理由として御説明をいただきたいと思います。

それから、2番目の同じく11ページの予防接種システムの改修という、これも同様のスケジュール的な御説明をお願いいたします。

それから、12ページの大島地区農産物加工センターLPガスの装置の交換という御説明がありましたけど、この施設の内容と、ちょっと私、余り存じ上げませんので、どういった施設なのか、それと利用がどのぐらいあるのかという利用状況を補足で説明していただきたいのと、LPガスの装置の法定交換ということであれば、事前にわかっているというか、6月補正じゃなくて

当初予算で計上できたのではないかとと思いますが、これも先ほどと同様に、スケジュール的なものを御説明ください。

それから、12ページのウインドパークの管理経費、これも温水シャワーの交換ということなんですけど、これが急に壊れたのかどうか、その辺の経緯を御説明ください。

それからもう一つ、13ページの文化財保護事業、これも火災報知システムのふぐあいということなんで、これは突発的に起きるようなものじゃないと思うんですが、この辺も補正で計上することになったもう少し詳しい理由を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 私のほうからは、最初にございました子ども・子育て支援システムの改修、それから予防接種システムの改修等に係るスケジュール的なものということでございましたので、御回答を申し上げたいと思います。

本年10月から開始されます幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年5月10日に改正子ども・子育て支援法が成立をしております、システム改修の補助基準額600万円で10分の10でございますが、こういった交付スケジュールについては、5月13日に示されたということで6月補正とさせていただきます。

それから、予防接種についてでございますが、風疹に係る緊急追加対策ということについては、31年2月1日に予防接種法の施行令の一部を改正をする政令が、公布、施行されておりますけれども、これまで予防接種法に基づく風疹、昔でいう三日ばしかでございますが、公的な接種を受ける機会がなくて、抗体の保有率が低いといわれております昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の方を対象に、ことしから3年間に限って風疹の予防接種の対象者といたしまして、無料で定期接種をすることとしておりまして、そのための抗体検査を実施することとされたところでございます。

また、2月1日付で厚生労働省から提示をされました風疹の第5期の定期接種の実施に向けた手引きにおいて、請求の支払い義務を国保連合会に委託をするというときに、市町村は1件当たり300円を支払う必要があるとされました。

また、2月25日付で、風疹にかかるQ&Aというのが厚生労働省から提出をされまして、この度のシステム改修の補助対象額を2分の1とすることが示されたところでございまして、当初に計上することができなかったことから6月の補正対応とさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えいたします。

議案1号の12ページ、大島地区農産物加工センターの修繕費にかかわるものですが、まず、どうして当初計上じゃないのかということなんですが、実はその、ガスについては業者に点検をずっと依頼しております。その業者点検の報告があったのが2月の終わりということで、当初の予算の設定に間に合わなかったというのが正直なところでございます。

また、この加工センターの利用等につきましては、主に、書いてあるとおり加工センターですので、缶詰やジャムなどの、農産物を使った加工品の製造ということをやっております。

また、利用状況等につきましては、およそ延べで平成30年度ですが、延べで20日、148名の利用ということになっております。

あと、メーター器の法定点検交換なんですが、これについては7年ごとということになっております。規模にもよりますので、一般家庭では10年ではないかというふうには思っております。

それと同じく、12ページのウインドパークの管理運営経費の修繕費ですが、これは温水シャワーの交換ということで、先ほど総務部長のほうから説明があったかと思うんですが、これについては非常に、利用状況が主に7月から9月までの暑い時期の利用というのが主にメインとなっております。また7月から8月の利用状況、要は夏休み期間中のウインドパークの利用というのは、非常に全体の利用の半数以上を占めておりますので、非常に利用することが少ない、あるいは利用してもその壊れた機械に当たるかどうかというのがございますので、現在、男性を4台、女性を4台、8台が稼働をしておりますが、そのうちの1台の交換ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 13ページ、文化財保護事業修繕費の内容についてでございますが、こちらにつきましては、東和収蔵庫の消防設備について昨年9月27日に簡易点検、本年2月20日に総合点検を実施しておりますが、本年3月16日の総合点検による報告として、自動火災報知設備及び誘導灯バッテリーの取り換えが必要な旨の報告を受けましたことから、これに係る修繕費を計上するものでございます。

本来なら、昨年9月の簡易点検の結果を持ちまして、12月補正として対処すべきことも可能であったかと思いますが、遅くなりましたが、今回、これに係る修繕費を計上させていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 幼児教育無償化については、町長のほうから行政報告もありました。9月に条例改正とかを出されるということなんですが、現時点でいいんでちょっと私も不勉強なんで概要がよくわかっていないんですけど、大ざっぱな話で、この無償化策で町の予算的な負担といたしますかね、その辺がどういうふうになるのか、今年度、それから数年先の将来も含

めてどういうふうに推移していくのか、もしその辺が、概要がわかれば教えていただきたいと思  
います。

それから、大島地区農産物加工センターについて、点検のスケジュール的なものは7年に1回  
ということで、今回は報告が2月になったということなんです、これを早くやればよかったん  
じゃないかなと単純に思いますけど、もう少し早くできなかったのかどうか。

それと、利用が148人ということで、20日で148人と、ちょっと非常に少ないというふ  
うに感じますが、あそこの施設は大型の乾燥機とか特徴のある設備を備えている非常に活用度の  
高い施設だと思いますので、その辺の稼働率を上げるようにもうちょっとPRが必要なんじゃない  
かなと思います、その辺についてどういうふうに認識されているのか、御答弁をお願いいた  
します。

それとウインドパークについては、ちょっとよくわからなかったんですが、7月8月、夏に利  
用が多いというのはそうなのでしょうけど、要するにことしになって急に、今の時点で補正が上  
がるかなと思うんですけど、もっと早く、使わなくても保守点検というかそういうことをすれば、  
この修繕が必要だということは当初予算までにわかっていたんじゃないかなと思いますので、そ  
の辺の、なぜ今回の6月補正になったのかというところを補足で説明していただきたいと思  
います。

それから、文化財保護事業については、本来なら12月補正でというふうにおっしゃいました  
けど、まさにそのとおりだと思うんですが、それをお聞きしているので、9月の簡易点検で修繕  
が必要だというのであれば、12月補正というか当初予算で上げればよかったんじゃないかなと  
思うんですが、結局そこができなかったというのはどういった理由なのか、その辺を御説明をお  
願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 保育の無償化ということで、町長、先ほど行政報告の中で内容  
については申し上げたとおりではございますが、ことしの10月に消費増税があったときには、  
その財源でというのが現在言われておるところでございます。

対象者については、3歳から5歳については完全な無償化である。それから3歳未満児につい  
ては非課税世帯のみ無償化であると、こういうことが言われております。ただし、これまで徴収  
していなかった年収が360万円以上の方については、副食費というものがかかってきますよと、  
それが大体、月額4,500円でありますというふうに言われております。

金額的なことをということでございましたが、副食費について、これはあくまでも当初予算  
ベースでの試算でございますが、対象児童は年間に130人程度かなというふうに、今、見込ん  
でおりまして、金額的には約700万円くらいかかるのかなというふうに思っているところで、

対象となる方が、子供さんがそれぐらいではないかなというふうに思っております。

保育料の軽減ということで、濟いません、余り細かい数字は持っておりませんで大ざっぱに申し上げますけれども、平成31年度の保育料の国の基準額というのが、大体1億円でございます。

そして、先ほど町長が申し上げましたとおり、町の軽減額は約5,000万円だと、こういうことになっております。ですから50%の軽減をしておる。これは先ほど申し上げましたように、町の単独の保育料の軽減、それから多子世帯いわゆる第3子に対する軽減、そして町独自である同時入所無料化ということの全てを合わせたものの軽減額だということでございます。これが約5,000万円だということございまして、先ほど言った部分で、仮に当初予算ベースで国の基準額が幾らになって、町の基準額が幾らになるかと、こういうことを計算すると、当初予算ベースでは大体、国の基準額の保育料は2,000万円程度かなというふうに思っております。町の軽減額は少し増えるというのか、約1,200万円くらいの軽減が必要になるのかなという試算はしております。

しかしながら、一方で、保育の無償化という形で国がしておるんですが、実は保育料が入ってこないということは、簡単にいうといわゆる国の保育費にかかって、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1をみておるとというのが現状でございますので、総額は変わらないわけですよ、かかる保育費というのは。措置費は変わりませんので、そうすると4分の1の町の持ち出しが当然増えるということになります。ということはトータルでいうと、今まで軽減した額とほぼ変わらない、今の現状のままを考えたときの話なんですが、ほぼ変わらないのではないかなという、まだ試算でございますが、そういう試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどと同じく加工センターとウインドパークの御質問ですが、加工センターについては、どういうふうに申し上げ――。さっき言ったLPガスの自動切り替え装置というのは大きなガスボンベが6本据えてあって、なくなる順番に切り替わっていく、そういう切り替える装置のことですので、先ほど申し上げましたように、非常に利用率が悪いというふうには私も感じております。それによって、点検時期が自然と長くなっていくということで、若干時期が遅れたというのが正直なところでございます。

また利用の、これからの増加につきましては、やはり広く、そういういろんな施設があるよということを周知して、利用状況、利用率を上げていきたいというふうに考えております。

またウインドパークにつきましては、5月の連休のときに合宿団体が入りまして、そのときに使ってはじめて壊れたというのがわかったということで、今回の補正となったということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 文化財保護事業に関しまして、当初予算で計上すべきではなかったのかということの、田中議員さんの御指摘の部分でございますが、そのとおりであろうかと思えます。

ただ、こちらにつきましては、大島大橋の事故等の影響によりまして、当初予算に計上すべき見積書の聴収等が遅れたためと聞いております。大変申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....  
午前10時57分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

林野庁によりますと、この森林環境譲与税の使い方、用途について、こういうものに充てなければならないというふうに強制規定が決められていると思えますけれども、これはどういうふうなものに充てなければならないと決められているかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

主に、森林の健全な育成という整備なんです、作業路等の整備、林業を生きがいとする人たちの人材育成や、あるいは担い手の確保、それによって木材の利用促進とか普及啓発を行うというのが主な目的と聞いております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大事なのは、やはりそういうものに充てなければならないというふうになっているところが、とっても大事なんじゃないかと思うんですが、もう1点、この森林環境譲与税とセットとして決められているのが森林環境税ということで、これは全国的に600億円を徴収をすると、町民税の均等割に1,000円の上乗せをして、町民の方から徴収をするということがもう数年後に始まると。この森林環境税と、今回の森林環境譲与税がいわばセットのものであるということを確認をしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） やっぱ徴収される税ですので、そのような使い方をするのが

本当だというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ごめんなさい、今の答弁、どういうふうに理解していいのかわかりませんが、私が聞いたのは、今回、国が森林環境法と、それから去年の暮れに地方税法が改正されて、これが今回の森林環境税と森林環境譲与税、つまりいろんな施策を、今、部長が説明された譲与税を使ってこういう施策をやっていく、そのための財源はこうだと、つまり財源と歳出がセットで決められているということから、私はこうした森林環境税と森林環境譲与税が出と入りのセットものじゃないかと、そういうふうに理解していいかと伺ったんですが、もう少し明快に御答弁いただければ。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） セットであるというふうに考えていいと思います。といいますのが、基本的には税のほうを、徴収しましたものを国のほうに上げていって、それは譲与税として町に戻ってくると、リターンされるというものですから、セットであるというふうに考えていいと思います。

ただ、施行が違います環境税はまた先なんで、その間は国のほうが借入れをして、財源を確保した上で、譲与税としては今年度から交付されるということをお聞きしております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 根本的なところをお話ししておきたいと思いますが、要するに、今、砂田議員さんの御質疑は、森林環境譲与税がどういう理由でつくられて、そしてそれを今度は、譲与税側で各自治体に配るわけですから、配ったほうは、その目的に沿ってどういうふうに使うべきなのかということの肝といいますか、根本はどこなのかという御質疑だろうと思いますが、要するに、創設の理由というのが、地球温暖化防止や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税とそして集めた環境税を今度譲与する譲与税が創設されたということでもありますから、今、書いてあるとおり、森林整備等に必要な地方財源を確保するという事なんだろうと思います。

周防大島町の基金条例は、後ほど議案第6号で出てまいります、その基金を創設してそこに270万円、ことしじゃったら基金を積み立てるわけですが、そうしたときの、当然ながら森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるために、この基金をつくるんだという設置目的がありますので、今、言われたとおりだと思いますし、国の創設の理由もそういうことだから、町としても当然ながら、この基金を使ってそういう目的に沿った事業に充てる財源としていきたいという気持ちでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

**日程第10. 議案第2号**

**日程第11. 議案第3号**

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第2号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第11、議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 議案第2号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの15ページをお願いいたします。

今回の補正は、議案第11号周防大島町介護保険条例の一部改正に伴う歳入及び財源の調整が主なものとなっております。今回の補正によります既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

まず、保険事業勘定の歳入から、御説明をいたします。事項別明細書の21ページをお願いいたします。

1款の保険料は、2,449万9,000円を減額いたします。これは、介護保険法施行令の一部が改正をされまして、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、本年10月からの消費税率10%の財源を充て、低所得者、第1段階から第3段階までの保険料の軽減強化が実施されることになり、保険料の徴収額が減額となるためでございます。

6款繰入金1項他会計繰入金3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、2,461万2,000円の増額となっております。これは、低所得者の保険料を軽減するにあたり、一般会計から全額を繰り出すものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、調整のため11万3,000円を減額補正をいたします。

次に、歳出についてでございますが、このたびの補正は財源の調整のみでございまして、歳出の増減はございません。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。



○総務部長（中村 満男君） 続きまして、議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、周防大島町一般会計補正予算（第1号）に際し御説明いたしましたとおり、第1条の総則により、当年度予算の名称につきまして、当年度全体を通じて令和元年度予算と表示することを明示し、第2条により、既定の歳入歳出予算の総額に284万6,000円を追加し、予算の総額を8,108万3,000円とするものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。31ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金284万6,000円を追加計上いたしております。

次に歳出でございます。32ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費2目情島航路運航費は、ことしの2月中旬に情島本浦漁港の改修工事に伴い、情島航路の浮棧橋を入出港口付近に移設した際に、チェーンの錆や劣化が激しいことが判明いたしまして、また、設置場所が外部から波の影響を受けやすいことから、台風シーズン到来前にチェーンの更新を行う経費として284万6,000円を新規に計上するものでございます。

以上が議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 総額には変更ないんですが、中身としては、大きな中身がありますので伺っていきたいと思います。

まず、1段階から3段階までの方たちの減額、消費税絡みではありますが、減額をしていくということで、その財源を今回補正をしていくわけですが、国が50%、県が25%、あと残りの25%を町費で賄うと、これ多分615万4,000円になると思いますけれども、この615万4,000円は交付税などの参入があるのかないのか、まずそこをお伺いいたします。

それから、もう一遍に言うておきましょうか。介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令も同時に改正されて、一般会計から介護保険会計への繰り入れの仕方が変わります。この繰り入れ

の仕方の改正について、これは3条の2になりますが、この中身を御説明くださいませ。

今回の改正が、これまで第1段階の方が、これまで基準額の0.45の介護保険料だったものが、0.375に変える。2段階が0.75が0.625に変わって、第3段階が0.75から0.725に変わるということになるわけですが、そのための財源が2,400万円ぐらいの財源になるというふうに理解していますが、これがやはり第5段階が一般的に基準額ということになっているわけです。周防大島町の基準額が、今、9,500円だと思うんですが、この基準額がやはり大事であって、この基準額に今の係数を掛けるわけですから、基準額が高いと、おのずから減額をしても高くなってしまおうということ、この基準額について伺います。

例えば、山口県の19の市町で、周防大島町の基準額がどれぐらいの位置にあるのか、高いところからどれぐらい、低いところからどれぐらいの位置にあるのか、まずお伺いをいたします。その3点。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 3点ほど御質問がございました。

まず、このたびの4分の1の町負担について、交付税参入があるのかないかと、こういう御議論だろうと思うんですが、一応、普通交付税のメニューの中には入っておりますけれども、今回の金額がずばり、その交付税で充たるというものではないというふうに私は聞いております。

それから、いわゆる、先ほど砂田議員さんがおっしゃられた第1段階から第3段階までの率を改定をするというのが、繰り入れが今回変わったところだということでございます。これは御理解いただきたいんですが、あくまでも平成31年度分ということになりますので、4月1日から3月31日までということで、令和元年度ではないということで、平成31年度分の保険料ということで御理解を賜りたいと思っております。

それから本町の基準額、先ほどちょっと砂田議員さん、9,500円とおっしゃられたかと思うんですが、5,950円でございます、6期が5,500円でございます、8.2%のアップということで、国の平均が5,869円、6.4%、6期から7期が上がっております。県平均が5,562円で3.2%のアップということになっておりまして、残念ながら山口県では、本町は3番目に高い保険料ということになっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 失礼しました。5,900円です。

この1段階から3段階まで、これは去年の決算の資料から見ますと、3段階までが49.2%、これまだ6期のときですよ。30年の3月31日ですから、まだ6期のときの資料ではありませんが、3段階までで既にもう半分ぐらいの方がいらっしゃるということで、今回の減額は非常に

影響力が大きいというふうに思います。

この基準額がそういうふうに県内でも高いし、6期から7期にかわる時に、その伸び率も県平均よりも、全国平均よりもその伸び率はかなり高いというふうな御答弁をいただきましたが、これはどういうことでそういうことになると思われるのか、介護率なんかの問題もありましょうけれども、どういうふうにそこはお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 保険料がどうしても高くなるのかということでございますけれども、本町の6月1日現在の高齢化率、53.4%ということで、非常に高い高齢化率であるということ、それから、そのうちの6割が75歳以上の後期高齢者であるということ、また、高齢者のうちの35%の方がおひとり暮らし、または75歳以上2人暮らし、いわゆる老々介護世帯であるということ、また、こういった人口の構造的な問題がまず一つあります。そういったことから、山口県でトップの介護認定率でございまして、現在24%、約4分の1の方が要介護認定を受けているという状況でございます。

このおひとり暮らし等々が多いということが一つの大きな要因でございまして、このため、なかなか在宅でのサービス、在宅での生活というのが非常に厳しくなって、どうしても特養や老健等々の施設給付が多いということで、在宅と施設を比べると、通常、在宅が月額10万円程度、施設でいえば平均的に25万円程度だと、こういうふうに言われておりますけれども、介護給付費がそれだけたくさんかかるということで、保険料もイコールで高くなるという悪循環を形成をしております。

私は実は、第6期、第7期の介護保険料の改定を、介護保険課長として行いました。常になんですが、町長からは、とにかくなるべく低く設定をなさйтеということと言われておりまして、非常に苦心もしてきたんですけれども、当然ながら、介護保険料は介護報酬に見合った保険料を設定をするということではございますけれども、一方で、介護報酬、介護費用が払うことができないということになると、介護サービスの利用者の生活が成り立ってまいりません。また、町内に60ぐらい、多分、介護事業所があるというふうに思っておりますが、介護事業所の運営にも支障をきたすと、以前に1回、そういうことが実際にございましたので、そういったことも勘案しながらということではあるんですが、可能な限り低い保険料を設定をしていきたいということは考えておりますけれども、介護保険は保険者が市町村でございまして、保険者として適切に運営をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 先ほど、今回の改正の中で、一般会計から介護保険会計への繰り

入れの改正も行われているということで、政令の3条の2でそこらが規定されているわけですが、その繰り入れの仕方がどういうふうになるのか。介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の中の3条の2で、市町村の国保会計への繰り入れ等という項目があって、私の理解は、先ほどからあった介護保険の政令、減額をする、減額をするものの、今回のこの補正予算でもやっているように、その分をちゃんと介護保険会計に繰り入れなさいということがここに書いてあると思うんですが、それでいいのかどうか。減額する分を、介護保険法施行令で11条と12条はこの改正で位置付けてあるわけです。改正した分は介護保険会計に繰り入れなさいというのが、この一般会計から介護保険会計への繰り入れの変更ではないのかと、それでいいのかという質問です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 先ほど、一般会計のほうの議案の中にあつたと思うんですが、まず全額を繰り入れております。少し任意の繰り入れをという御議論もあるんだろうと思うんですけども、そこはちょっと申し上げておきたいと思います。介護保険料については、減免3原則というのがございまして、保険料の全額免除はできません。それから、収入に特化をただけの減額はできない。それから、赤字になったときに一般会計から繰り入れることはできないということになっておりますので、介護保険に限っては、残念ながら赤字補填の任意繰り入れはありませんので、そのように御理解をいただきたいと思います。

あくまでも、政令に基づいて、法律に基づいて条例を改正をして、そしてその減額をしたということでございますので、その旨御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 御説明では、浮棧橋のチェーンが劣化して取り換えるということでしたが、これについても、6月補正という、緊急性があるから6月補正だろうと思うんですが、これをどのように説明されるのか。

一般的なのというか私の認識では、錆による劣化ということであれば、これは長期間、急に劣化するものでなくて、長期間の使用に伴って錆による劣化が生じているということだろうと思いますので、緊急的な話ではないんじゃないかなと思いますが、今回、6月補正で対応するというについて、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、6月の補正になった理由ということでございますが、先ほどもちょっと補足説明で申し上げましたけれども、本浦漁港の、今、漁港を改修する工事が行われておりまして、それで、その改修工事をするために栈橋そのものを、移設を行う必要があって、その移設が行われました。そのときにチェーンの劣化といいますか、錆とかがひどい状況であるということは、2月の中下旬にわかったということの報告がありました。ただ、当初予算編成に間に合わない状況であったということがまず1点でございます。

それと、錆による劣化であれば、直ちにとということではないんじゃないかということなんですが、実は、もともとある栈橋というのが、漁港の中の一番奥の、本当に風も波も影響を受けないところに設置されておったんですが、漁港改修の関係もありまして、今後においては、入り口付近にそれを設置するということで移設を行ったわけでございます。そのときに、もちろん錆の状況も判明したんですが、入り口付近になりますと、風、波の影響が結構大きいものでありますし、余り傷んでおると、台風時期に今度はもう耐えれないんじゃないかということがございましたので、6月に補正させていただいて、台風時期に間に合うように作業ができればということで、このたび補正をさせていただいた次第であります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） スケジュール的なものはよくわかりました。今の御答弁では、劣化ということと改良という意味もあるということなんですかね。であれば、修繕費に上げるのはどうなのかなと思いますが、それは置いておいて、錆による劣化も、当然、今回の修繕費の原因だろうと思うんですが、錆による劣化というのを、今の錆たチェーンでは、今度新しく設置する場所ではもたないよというのは、それはどういうふうに評価をされたのか、その辺を御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私も現地を確認して私が調査をしたわけじゃありませんので、報告を聞いたところなんですが、情島の、今の栈橋がある船着き場というのは、港の中の一番奥まったところにあるんです。それで、そのままそこに置いてあれば、今のチェーンの劣化、錆ちゅうのは、当然チェーンですから錆ておると思いますが、今回、港の奥から、どちらかという入り口のほう側に栈橋を置きかえるということになったちゅうのは、漁港の改修事業もあわせて、そしてまた一番奥にあると、ほかの漁船が港の入り口のほうで台風時期に張りをとってしまうと、中に入れない状態になるから、船のほうは欠航をしないときには、当然、入らんにゃいけんわけですから、そうすると漁船の張りがとりにくくなる、とるのが遅くなるということから、栈橋を入り口のほうに出してほしいというのが地元の要望だったそうであります。

それで、当然ながら栈橋を動かすと、チェーンから何から全てを動かさにゃいけんということ

になります。そして動かすときに、チェーンが劣化しておるから、このたびあわせて改修しようということでもありますので、それは、今までのところにあつてから、それがもう切れそうなどという状況ですから直そうというんじゃないと思います。

ですから、今までのところにあるのであればそのまま使っておると思いますが、それを港の入り口のほう側に移す、そしてまた港も改修する、そしてチェーンも改修するということでございますので、6月の補正というのは、棧橋を港の入り口のほうに移設する時期に合わせて、チェーンも改修しようということでもありますので、当初予算のときに、そういうふうに計上するということは考えていなかったものですから、今回の補正になったという理由だと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 6月補正のスケジュール的な理由はよく理解できました。私がさっき質問したのは、私の認識では、錆が発生したことによって断面力というのはそんなに変わらないというふうに思っているんですが、それをじゃあ、港の奥と港の入り口と、同じ港の中ですから、その波力というのはそんなに変わらないんじゃないかなと思うんですが、それが変わるんだと、もともとのチェーンの錆た断面力ではもたないから、新しく換えるんですよというような御説明だったように聞こえたんですが、そうであれば、なぜ交換が必要なのかというところをどういうふうに検証されたんですかということの説明をしていただきたいというのと、そうであれば修繕費というよりは工事費じゃないかなと思うんですが、その辺もあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 済みません、錆っていいですか、錆て細くなつてきていると、チェーンがですね。ですから、これはもう換えたほうがいいのかというのを、工事事業者のほうからのアドバイスといいますか、水産課のほうからも話が来たものですから、私どもも必要であるんだろうということで、今回の補正にさせていただきました。

それと、修繕費ではないんじゃないかということ、もちろんチェーンを更新するんですけども、これについては国の機関とも協議させていただきますので、その中で修繕費で組むことについては、了解を得ているというふうに聞いております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第12. 議案第4号

### 日程第13. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについてから、日程第13、議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 大変申し訳ございませんが、はじめに訂正をお願いいたします。議案つづりの1枚めくっていただきましたら、議案番号と件名がございます。議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）とありますが、周防大島町税条例等の一部改正、等が抜けておりました。大変申し訳ございません。訂正しておわびをさせていただきます。

それでは、議案第4号及び議案第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第4号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、寄附金税額控除における特例控除の対象となる要件の改正であります。地方公共団体に対する寄附金のうち、個人の住民税に係る寄附金税額控除において、特例税額控除の措置対象となる基準を設けるなど、法律改正にあわせて改めるものであります。

2点目は、住宅借入金等特別税額控除について、法律改正にあわせて控除期間の改正、税額控除の適用手続きの緩和等を行うものであります。

3点目といたしましては、固定資産税等の減額措置について、法律改正にあわせて規定の整備、改正等を行うものであります。

そのほか、軽自動車税のグリーン化特例に係る規定の整備、大法人の電子申告義務化に伴う所要の措置など、法律、政令改正等にあわせた改正や、条例の項ずれ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

15ページ上段、条例第34条の7、寄附金税額控除についてであります。法改正にあわせて、寄附金税額控除において特例税額控除の対象となるものの要件を改めるものであります。

個人住民税における寄附金税額控除制度のうち、いわゆるふるさと納税制度において、法律改正にあわせて寄附金に関する基準等を設けるなどの見直しを行うものであります。

見直し後の基本的な枠組みといたしましては、総務大臣がふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定するものでありまして、その指定の基準といたしましては、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体であること、返礼品等を送付する場合には、返礼品等の調達に要する経費を当該寄附金の額の3割以下とすること、また、返礼品については地場産品とすることといった内容のものでございます。

次に、中段、附則第7条の3の2でございますが、法律改正にあわせて住宅借入金等特別税額控除に係る控除期間を拡充するもの等であります。

個人の住民税における住宅借入金等特別税額控除に係る適用期間を平成45年度まで延長すること。また、消費税率10%が適用される住宅を取得して、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長されて13年間となり、これまでと同様に所得税から控除しきれない額がある場合には、現行制度の範囲内において個人住民税から控除することとするもの。

個人の住民税における税額控除の適用手続きの要件を緩和する措置で、納税通知書が送達されるときまでに、提出された申告書において、住宅ローン控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすること等であります。

16ページ中段、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除の特例から、17ページ中段、附則第9条の2までにつきましては、法律改正に伴う規定の整備であります。

最下段から次ページまでの、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の課税標準の特例について、法律改正にあわせて改正するものでございます。

18ページ中段、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであります。高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を、法規定の新設にあわせて新設するもの等あります。

20ページ上段、附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の適用について、平成31年度に限ったものとする法律改正にあわせた改正であります。

現行の軽自動車税が、令和元年10月1日から軽自動車税の種別割に名称変更されることに伴う改正であります。グリーン化特例につきましては、軽自動車税の種別割において引き続き適用されることとなっております。



22 ページ中段、附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、法改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

23 ページ、第2条による改正につきましては、このたびの法改正にあわせて軽自動車税の税率に係る規定の整備を行うものであります。

次に24 ページ、第3条による改正についてであります。大法人に対する申告書等の電子情報処理組織による提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害等により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置等について、法律改正にあわせて改正するものであります。

次に、議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）等が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり、処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

この度の改正点であります。1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目といたしまして、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準について、それぞれ引き上げを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

31 ページ上段、第2条課税額についてであります。国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるものであります。

次に、中段、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を現行の27万5,000円から28万円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の50万円から51万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

議案第4号及び議案第5号の補足説明は以上のとおりでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと2点だけ、確認をいたしますが、寄附金税額控除につきまして、これは改めてということで、本町も国の特例控除対象寄附金の指定を受けているということよろしいのかどうか。

それと、グリーン化特例の軽減率につきまして、2年間は現行どおりということによいのかどうか。それとそれ以降、令和4年度からどういうふうに変わっていくのか、その辺の見込みについて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 寄附金控除の関係なんですが、総務大臣のほうに31年の4月5日に申し出を行いまして、令和元年5月14日にその指定を受けております。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） グリーン化特例の軽減についての御質問です。

軽減率につきましては、消費税の引き上げに配慮いたしまして、議員さんおっしゃられましたように現在の措置を2年間延長してまいります。平成31年度、今年度ですが、令和元年度と32年度、令和2年度の取得分ですね。課税年度ベースで言いますと翌年。

それから令和2年度、3年度につきましては、現行どおりということになります。

そのあとでございますが、33年、令和3年4月1日から35年3月31日までの間に、要は取得した自動車につきましては、翌年度。

令和4年度、令和5年度につきましては、今、見直しがかかることになっております。グリーン化特例の対象を、現在の電気自動車、今、75%の軽減がかかっていると思うんですが、電気自動車とか一部の車両というか区分についてのみ適用があるようになるというふうに決まっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは要望にもなりますが、こうして資料もつけていただいているんですが、非常にわかりにくいというか、私の理解力が乏しいのかもしれませんが、税金や御寄附をいただくということでもあります。

今回のこの専決処分で、もう既に始まっている新しい制度ですので、税金をいただくという御寄附をいただくという立場から、しっかりこの情報提供を速やかにやっていただきたい。

専決処分については、また次の議案で質疑しますが、少なくともホームページ等でそういう情報提供、こういう制度になりましたよとか、ふるさと寄附金はこれまでどおり御寄附をいただけますよというようなことを周知をしていただきたいと思います。その辺についての御認識をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 情報提供をしているつもりではあるんですけども、多分、不足している部分もあるんだろうということで、そこについては改めて検討させていただけたらという

ふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） さっきの議案も同じなんですけど、専決処分が、この議案が6月議会になったという理由を改めてお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 関係法令の、地方税法等の施行が3月29日ということございまして、直ちに（発言する者あり）済みません公布ですね、そうですね済みません、公布です。施行じゃなしに公布が3月29日であったということで、議会を直ちに招集できないということで、申し訳なかったんですが、3月29日に、その日に専決処分はさせていただきました。といいますのは、4月1日施行ということでさせていただいたわけでございます。

ただ、6月の定例会に報告し、承認をとということになった理由につきましては、地方自治法の規定にありますように専決処分した場合には、次の招集された会議で報告をし、承認をいただくということになりますので、後に開かれた議会が、済みません、6月定例会が初めてということで、この度の議会になった次第であります。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 次の議会が6月議会であるというのは、そのとおりなんですけど、私が言いたいのは臨時議会を開きゃいいじゃないかということなんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） そういう考えもあるのかもしれませんが、ただ専決をした議案につきまして報告をし、承認をするのは、あくまでも次の議会が招集されたときというふうに私ども解釈しております、専決処分の承認の議案のために臨時議会を招集するという事ではないだろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それは執行部の判断ということだろうと思うんですが、これはあとで出てくるんですけど、15号議案で契約議案があります。これも5月8日になっていますから、契約議案は速やかに議会を開いて契約を締結するべきだろうと思うんですよ。今回も即日採決になっているように、早いほうがいいと、早くすべきだと、1日でも早く決定し着工すべきだ

ろうと思いますが、この契約議案の臨時議会を開かなかったのは、これは15号議案の話になりますけど、要するに臨時議会を開くことはできたというか、執行部のほうで開かなかったと言われても仕方ないというふうに思いますが、それは執行部の判断なんですけど、要望になりますけど専決処分でもありますし、こういう税に関することでもありますので、できるだけ早く、積極的に捉えて、臨時議会を開いて採決をしていただくという方向でやっていただきたいというふうに思いますが、何か認識があれば御答弁をください。

○議長（荒川 政義君） 要望ということでとどめておきます。ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私もやはり税条例ですから、議会の議決権がないまま執行されるというのは、最小限にとどめるということが原則だと思うんですが、この問題は議会がはじまる前に税務課長さんと総務部長さんといろいろ話をした中で、4月1日ですよ、この施行日が。だから、税金を賦課していく都合上、4月1日以降のできるだけ早い時期に臨時議会を開くということができないのかと伺ったら、それはできないと、税金の賦課をしていく上で空白ができてしまうので、仮に4月5日に臨時議会を開くとしたら2日、3日、4日に対象になった人に対して賦課ができなくなるというお話を伺いました。

私はそれに疑問を挟んだんですが、調べていただくということで別れていますが、その後、それは本当にできないということに確定といいますか、確認をされたのでしょうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの質問でございますが、国民健康保険税につきましては、地方税法にもあるんですが、町の条例にもございます。4月1日が賦課期日、計算の基準日となっておりますので、4月1日に積算の基礎でありますとか、算出根拠、算出方法などが整っていないと計算が走れないという関係で4月1日は、議員さんとちょっとお話させていただきましたが、ちょっと4月1日は譲れないというか、年度途中で変わって、じゃあその前の人は改正前の計算で走るのか、そういうことはあり得ないと考えております。

よその市町も見てみましたが、どこの条例にも4月1日を賦課期日とするというふうに定めておりますので、4月1日以外に考えていないという答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 法定減免の軽減枠を広げるという点では賛成できますけれども、一方の国保税の限度額を引き上げるということについては反対をいたします。引き上げ幅も多いというところからも反対討論としたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第14、議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第6号周防大島町森林環境整備基金条例の制定について、補足説明をいたします。

この基金は、森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、税制改正において森林環境譲与税が創設されることを受け、森林整備関連事業実施のための財源として基金の積み立てを行おうとするものでございます。

条文の内容は、第1条におきまして、森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、周防大島町森林環境整備基金を設置する旨を規定しております。

そして、第2条におきまして積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では処分、第6条では委任について、それぞれ規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行できることとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、先ほど予算の審議のときにも質疑、答弁がありました。この1条の森林の整備というのは、植栽とか保育、間伐等を行っていくということだと思んですが、総合計画のほうでは、森林整備の推進ということで、そういう間伐とかということとともに、竹の繁茂防止対策、それからタケノコ、シイタケなどの林産物の特産化とかいう項目があがっております。今回のこの基金をもって目的を実行するにあたって、この総合計画自体、これにあくまでも則ってやっていくのか、この辺の森林整備の推進の内容自体を基金が入ることによってまた変えていくとかボリュームを増やしていくと、そういう見直しをしていくのかどうか、その辺のことを御答弁をいただきたいと思っております。

それと、3条、管理のところ、現金は確かかつ有利な方法により管理しなければならない。というふうにされておるんですが、この管理というのがどういう意味なのかどうか。というのも、ほかの自治体の同じ条例を見てみると、ほとんどが保管ということになっておりますが、本町ではこのところを管理というふうにしております。この、管理とした意味について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

森林の整備等、どういうことをしてどういうふうに使いたいのかということだと思んですが、タケノコあるいは林産物等の生産において、その恩恵が受けられるような整備は今後とも実施していきたいというふうには思っております。

あと、管理のほうについてはいいですかね。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 第3条の管理ということの意味はということだと思っております。これは、ここでは運用等のことになるというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御答弁では、総合計画にある森林整備の推進をそのままこの

範囲内で推進していくということだと思んですが、こういう基金で年間270万円の予算ができるわけですから、これに基づいて、この総合計画を立てたときは、こういう財源はない、当然ですね。今はそういう新たな財源ができたということで、これを、あくまでもこの総合計画に書いてあることの範囲内でやるんですよというのか、それとも新たにこの財源をもとに総合計画を見直しということでもなく、それで細分化した具体的な実施計画を立てていくのかどうか、その辺の予定を教えてくださいたいと思います。

私は、やっぱりそれだけの財源があるんだから、何らかの計画というものは必要じゃないかなと思いますのでそういう質問をさせていただきました。

それと、管理のところなんですが、運用ということの御答弁があったんですが、そうかもしれないんですけど、言葉として一般的に管理というと、もちろん保存行為等あって、あと、財産の性質を変えない範囲での利用・改良を目的とする行為ということで定義付けられておりますので、そうすると、5条で処分というのが規定されておりますので、これとちょっと重複するのかなというような気もしますし、現金の管理という項目立てになっておりますが、現金をどういうふう保存するかと、持っておくかということだけの規定なんで、あえてここで少し、管理ということにすると幅広に捉えられてしまうのではないかと、そういう危険性もあるのではないかなと思っております。

あえて、保管を管理とするその意味があるのでしょうかから、それを教えてくださいたいというふうに申し上げたんですが。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 総合計画については、やはり見直していく必要があるというふうには思います。また、この財源を、基金ですので積み立ててある程度の事業規模になってからやるということも一つの手ではないかというふうには考えております。

また、どうしても個人の私有林等がございますので、その方々の、やっぱりある程度の要望というのも計画を見直す上では必要ではないかというふうに考えておりますので、最初は調査という形になろうかというふうに思います。それぞれの所有者の方の考え方の調査、集計ですね。それをもって計画をつくって、ある程度の事業規模になったときに実施していくというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 御指摘のように、保管という言葉でもいいとは思いますが、そこら辺が含まれてくる。つまり、保管に対してプラスアルファこちらの意思といいますか、意図するものを反映させていくという部分で、保管より少し、そういうのが含まれると管理という言葉になる

のかなというふうには思います。

言葉としては保管と違わないとは思いますが、そういう保管の方法を、ある程度こちらの意思を持って行うのであれば、管理でもいいのではないのかというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 総合計画自体はある程度基金がたまってから、事業規模がある程度一定のところになってから計画を立てるということなんで、それまでは単に積み上がっていくだけということではよろしいのかどうか、そこを確認させてください。それと、ある程度というのはどれぐらいなのか、そこら辺も想定されている部分を御答弁ください。

それと、今の管理というところにこだわるわけではございませんが、何か今の御答弁では、管理だからいけないということではなくて、ほとんどの自治体で、私が調べた範囲ですけど、保管にしているものをあえて管理にすると。今の御答弁の中で意図するものがあるというような感じでしたので、その意図するものとは何かということを知りたいという質問だったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 管理と保管の言葉の問題でから、ここで議論する必要があるのかどうかというのはよくわかりませんが、保管も管理も、実質的な意味は同じであろうと思いますが、私のイメージで言いますと、管理というのは、その基金を管轄して取り仕切るというふうな意味を考えております。そしたら保管はどうかというと、保管も、のけちよくということなんですよね。ですから、管理だからどう、保管だからどうというふうな、特に法令的な用語で使い分けられているわけではないと思っております。

それと、積み立ててから何をするのかと。270万円じゃ当然ですね、設置の目的であります森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるということは、270万円ほどはできますが、270万円では何ほどもできないというふうに思いますので、当面はこの基金に譲与を受けたものを積み立てて、そしてある程度の額になったときに、森林整備に活用するということになるんだろうと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 委員会でやるんで、あと。町長がいる場所で町長に聞いたほうがいいのかなと思う点だけを伺います。

午前中に確認しました譲与税の目的と今回の基金条例の目的が、どういうふうにここが、向こうは午前中に部長が答弁された、あれに充てなければならないというふうに強制規定として、譲与税の使い道として決められているわけですので、その基金条例を具体的にどう運用していくかというのは、森林譲与税はそういう使途で使っていかなければならないというふうに縛られてい



と思います。林業の振興だとか林道の整備だとかですね。

配られている説明資料の7ページの森林環境譲与税のところに、用途として書いてあるところが、まさに午前中の答弁にあてはまるどころだと思いますが、1条が、あえて言うんなら設置というふうになっていますが、これが基金条例の使い道を規定したところに一番近いわけですが、これと午前中の譲与税をこの目的に充てなければならないというところが合致したものと受けとめていいのかどうか、というのが第一点です。

もう一つは、この譲与税が決まると同時に、森林経営管理法というのがつくられまして、この中にはいろいろ、午前中議論があったものを具体的にどう進めていくかが書いてあるわけです。

まず、第1条に、市町村が経営管理権集積計画というのを定めるんじゃないかと。この計画を定めた上で、さまざまなことをやっていくと。境界線が未確定なところの境界線を確定していくということとかですね、林道の整備をやっていくとか、所在主が不明なところの裁定を求めていく、いろいろ市町村が主体になってやるべきことが定められています、この森林経営管理法を推進していくというものとして基金があると理解するのか、それとも両方、矛盾するものではないと思うんですが、先ほど来からあるような、こういう使い方をしなければならないというその使い方と、そういう取り決めとこの基金条例とがどういう関連性を持っているのか、それに縛られるのかどうか、その辺をお伺いをいたします。

基金にした理由についてお伺いしたいんですが、毎年これから、将来はもう少し計算根拠は変わっていったらこの譲与税は増えるという予定になるようですが、本来であれば、予算の単年度主義の大原則があるわけで、その年その年の財源をその年の林業振興などに充てていくというやり方が、いわば予算執行の原則と言えれば原則なわけですが、先ほど町長は、270万円じゃ何ほどもできないという、それも考え方の一つだろうとは思いますが、そうした単年度主義の観点から見ると、基金をためてその年の予算執行はずっと先に延ばすと。その年のといたしますか、毎年の譲与税はためておいて、その執行は将来に使っていくということにした理由としてはどういふふうにお考えなのか、その点をお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 基金を設置する理由といたしますかその目的につきましては、あくまでも森林環境税とか、環境税はまだ始まっていませんけども、譲与税なんかを毎年交付されてくると、それを管理するのに、当然ながら当該年度でそれを執行すればいいんでしょうけれども、やはりその当該年度で執行しない以上、特定の財源として目的が決まっていますので、それをしっかり管理、さっき言われた保管といたしますか管理の上では、やはり基金を制定しておかないと、見えるようにするには、譲与税分として基金に積んでおかないと、一般財源にしてしまうと見えなくなるというところがあるので、そういうことから基金条例というのは制定されるべきも

のだということだと思います。

それは、執行を先送りするために基金をつくるのではなくて、その年その年によって、やっぱり執行する事業というのは当然あったり、対象事業となるものがあつたりなかつたり、大きくなつたりといろいろあると思います。それを、譲与税を有効に活用するのであれば、一旦は基金で管理して必要な年に予算化し、執行するという形で執行したいということで、基金をつくっておるということで、決してその、後年度に譲与税をため込んで使おうという意味ではないというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。（発言する者あり）答弁しますか。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済みません、私が先ほど、基金に積み立てて、それである程度の額になった時点でというふうな答弁をしましたので、必ず積み立てて基金額を大きくして森林環境譲与税の使途、目的であります間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発、森林整備、その促進に関する費用に充てるとなっておりますが、270万円でこれに充てられないということではないわけですから、なかなか270万円とか少額では目的が達せないのではないかという私の思いから、ある程度基金に積み立てて、そしてある程度の額になったときに、使途、目的に活用するというのがいいのではないかというふうに思ったので、そのような答弁をさせていただきましたが、しかしながら、基金に積んで大きくしてでないと使えないとか、それが基金でなければならないというわけではないと思います。

ただ、譲与税であります。例えば、ことし270万円入りました、実際に使ったのは250万円でした、単年度で予算を組んでですね。そしたら、20万円というのは翌年度に繰り越したということになります。例えば繰り越したとしても、予算の中では一般財源としてから繰り越した形になってしまいますので、必ずしも翌年度その20万円を、270万円のうち250万円をことし活用して残り20万円は繰り越しになったとしたときに、そしたらその20万円は翌年度きちつと森林環境譲与税として使い道が明確になるかという恐れがあると思います。

そこで、基金にしておけば、活用した残は基金に残っておるし、また翌年度も基金に積み立ててそれらと合わせて活用するという意味からして、基金条例を制定して基金に積み立てるのがいい活用方法ではないかという意味で、この基金条例を制定し、基金で活用しようというふうに思っておるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。議案第6号については、お手元に配付のとおり、総務文教常任委員会へ審査を付託することといたします。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

## 日程第15、議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号周防大島町若者定住促進住宅条例の制定について、補足説明をいたします。

本案は、子育てを行っている若者世帯に、安心して子育てができる良好な住居環境を備えた賃貸住宅を提供することにより、子育てをする若者世帯の経済的負担の軽減等、子育て世帯を応援し、若者の定住促進、学童・児童数の増加など、過疎地域の活性化を目的とした周防大島町若者定住促進住宅条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本条例案の条文に沿って御説明いたします。

第1条では本条例の趣旨を、第2条では用語の定義について規定しております。

第3条では住宅の名称及び位置を規定しており、別表第1に表示のとおり、小松開作地区に木造1階建ての4戸の明新住宅としております。

第4条では、入居者の公募の方法を規定しております。

第5条では入居者の資格を、周防大島町に定住する意志を有し、入居申込時において義務教育終了前の子を1名以上養育している者としております。

第6条では入居の申し込みについて、第7条では入居者の選考及び決定について、第8条では入居補欠者についてそれぞれ規定しております。

第9条では入居できる期間を、同居し、かつ扶養している子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までと規定しております。ただし、現に同居している子の子（孫）が生まれた場合は、同居している孫が18歳に達する日以降の3月31日までと、また、同居する子または孫が、学校教育法第1条または第124条に規定する教育機関に在学し、当該住宅に住所を有している場合は、その子が21歳に達する日以降の最初の3月31日までとしております。

次に、第10条では入居の手続きについて規定しております。

なお、本条において、民法の改正により連帯保証人の負担の極度額を規則で定めることとしております。

第11条、第12条では入居後の同居の承認、入居者の承継について規定しております。

第13条では家賃の決定及び変更について規定しており、住宅の規模や立地条件、住宅の仕様などから、特定公共賃貸住宅の家賃水準と均衡を保つことが必要と考え、同地区の特定公共賃貸

広屋住宅の家賃に合わせ、月額6万円に設定しております。なお、ここでいう家賃とは、条例第17条第1項に規定する控除を行う前の家賃のことでございます。

第14条、第15条では家賃の納付、家賃の減免または猶予について規定しております。

第17条では入居者負担額の決定及び変更について規定しており、入居者負担額につきましては、本住宅の趣旨であります子育てをする若者世帯の経済的負担の軽減等、子育て世帯を応援することを目的としておりますので、第13条別表第2に掲げる基本家賃6万円から、第16条の家賃控除申請書の内容を審査し、入居者の家族構成に応じて規則で定める家賃の控除を行い、入居者負担額を決定することとしております。

この控除額につきましては、同居かつ扶養している18歳未満の子が一人のときは2万円、二人のときは3万円、三人以上のときは4万円とし、条例第9条第2項の規定に該当する18歳以上21歳以下の子については、一人につき1万円とし、控除額の上限は4万円にしたいと考えております。

第18条では督促について、第19条、第20条では敷金及び敷金の運用等について、第21条、第22条では町と入居者の費用負担について、第23条では入居者の保管義務及び迷惑行為の禁止について、それぞれ規定しております。

第24条では長期不使用時の届出について、第25条では貸与等の禁止について規定しております。

第26条では用途変更の制限について、第27条では模様替え等の制限について、第28条では住宅を明け渡しの際の検査及び原状回復について、第29条では明け渡し請求について、それぞれ規定しております。

第30条では立ち入り検査について、第31条では管理義務について、第32条では敷地の目的外使用について、第33条では承認等に関する意見聴取について、第34条では罰則について、第35条では規則委任について、それぞれ規定しております。

なお、入居要件や入居負担額の決定方法以外の条項につきましては、周防大島町特定公共賃貸住宅条例に準じたものとしております。

以上が、本条例案の説明でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 質問はたくさんあるんですが、この場では1点だけ教えていただきたいと思いますが、1条に若者の定住促進、学童・児童数の増加など過疎地域の活性化を目的とするというふうにあります。

この地域の活性化という目的、その観点から、定住促進を進めていくということについて、何を最も重要と考えておられるか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今回の田中議員さんの御質問でございますが、定住促進による地域活性化の施策としては、住居の確保、それから働く場所の確保、子育て支援、医療の拡充等幅広く行っていくことが、生産性の高い世代の人口や出生数を増やすことになるというふうに考えております。

本条例は、子育てを行っている世帯を対象としておりますので、学童・児童数の増加に加え、地域に子供の声を取り戻すことで過疎地域の活性化が見込まれ、住居の確保の面からしても重要と考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういうことなのでしょうけど、私がお聞きしたのは、今の御答弁も、この第1条の規定も、ごもっともな話でありますけど、そういう総合的なというか抽象的なお話ではなくて、実質的に周防大島町で定住促進をこれから進めていくというにあたって、どういったことに重点を置いて取り組んでいくのか、そういった大きな、こういう地域活性化の施策のフレームの中で、この条例がどういう位置付けであるのかというところを、ちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 環境生活部長が今答弁したことが、まさに今の質疑の答弁であったというふうに私も思っておるんですが、それらの中でも、もっと何か重点的にということになりますと、若者の定住促進、子育て世帯を支援するということが一番だというふうに思っております。

それに合わせて言いますと、今まで若い人がここの中に定住しづらいとか、定住する人が町外に家を求めて生活をするという方がたくさんおるということも問題になっております。そうしたときに、一番初め、この若者定住促進住宅を計画しようとしたときいろいろ、前の任期の議員さん方のときの全員協議会ではなかったかと思いますが、計画をする段階で何が問題なのかということ、例えば、住宅があったとしても、大島より町外に仕事がある方については、どうしても町外に家を求めると。そしてまた町外で子育てをするということがあるために、町内に定住しないというような問題もたくさんありますと。

それであれば、大島に定住していただくためには、町外に仮に勤めておっても、また、町外に今住んでおられる方が周防大島町内に住んだとしても、外に仕事に行ってこちらに住むという方法もとれるというような、定住促進住宅が必要なんではないか。それになると、大島大橋から

5分、10分以内のところでないとういうことができない。例えば、大島大橋を渡って30分も40分もあるところに定住促進住宅をつくったんでは、やはり外に勤めておる方にとっては非常に不便だということになりますので、大島大橋から10分以内ぐらいの区域の中で、そしてまた、町内の学校にきちんと住宅から通って行けるというようなことを考えて、そして開作、西屋代地区、小松地区、三蒲地区と、それらをずっと選定しまして、それらでいろいろ位置の問題等も検討し、全員協議会の中でもいろいろそういう議論をしていただきました。

そして、地域性とすれば、やはり小松開作辺りがいいのではないかと。もう一つ、実は三蒲地区もあったんですが、三蒲地区の蒲野保育所がちょうど閉園しそうだという時期と一緒にございましたので、そういうことからして小松開作地区が適当だというようなことになったわけです。

ですから、今確かに定住促進、子育て世帯の支援というのが一番なんですが、そういう過去の経緯をたどってきて、この若者定住促進住宅をつくっていこうという話になったわけですから、一番の目的はやはり、若者の子育てを支援しながら、そして定住促進を図っていく。そしてまた、町内で仕事をしていただくのが一番なんですが、必ずしも町内だけで仕事をするだけではなくて、町外に仕事がある方が町内に住んでいただくということも含めて、それが可能なような定住促進住宅を建設しようということで、今回の条例制定、そしてまた今建設が進んでおりますが、この住宅を設置するということになってきたわけでございますから、若い人の子育て世帯の定住促進というのが、一口で言えば一番の目的だというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済みません、私の質問が外れてたんだらうと思うんですが、この条例というか住宅の設置目的というよりは、私がお聞きしたのは、定住促進を進めるためには、先ほどから御答弁あったように、もちろんこの条例、この関連で住居の確保というのが必要だというのはあるんでしょう。それとか働く場の確保、それから子育て環境の充実とかいろんな面を充実させて、定住促進の施策を取り組んでいくということが必要なんだらうとは思いますが、反面、今の町の財政状況とか地域の状況とかを見て、何でもかんでも全てに手を広げてできる状況ではないんじゃないんですかと。

その中で、この定住促進住宅を建設すると、この条例を整備するという状況において、それは一旦置いて、定住促進の施策を進める中で、町として何が一番重要なポイントで何を重点に取り組んでいこうとしているんですかということをお教えくださいというふうに申し上げたんですが、その辺でもう一度御答弁を、簡単に結構ですのでお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 若者に定住していただくための一番大事なものは何かというと、やはり職と住であろうというふうに思っておって、その職と住の一つが、この若者定住促進住宅。職は

当然ながら、サテライトオフィス等のような町内で働く場所を確保するということがもう一つの大きな柱だというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 7条の入居者の選考及び決定というところからですけれども、ほかの条例をあてはめるということで、抽選で行われるということだと思いますが、今回は4軒建てられるということで、1軒ずつについて抽選をしていくというふうに伺ったんですが、どうしても立地条件が、日当たりだとかいろんな交通の便だとか、人気がいいところに申し込みが、抽選をする可能性があると思うんです。

その場合は、やはり、A、B、C、Dというふうに仮に呼ぶと、A棟が一番いいというふうに申し込み者が多かった場合に、そのA棟に申し込んだ人たちの中に1人しか当選者はいない。あとの外れた方たちは、Aがだめでもほかのところに入りたいという場合に、ほかの人たちもその選考に入れるという仕組みをつくるのかどうか、その辺はまずいかがでしょうか。

それから、全体のタイムテーブルみたいなのがもう決まっているんでしたら教えていただきたいと思うんですが、まだ建設中ということであれですが、募集はいつごろになるのか、それから選考及び決定がいつごろになるのか、あるいは入居がいつごろになる予定なのか決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今回の砂田議員さんからの、入居者の選考方法についての御質問でございますが、1つの建物に対して複数の申し込みがあった場合は公開抽選すると。仮にというか万が一というか、残りの戸に対して募集が全くない場合ということが起こった場合には、抽選の際に補欠の合格者というの、複数おられたらくじ引きで一応順位付けをさせていただくんですが、その方たちに対して、ほかの棟の応募がないというような御案内は差し上げた上で、話し合いで決まるものなのか、それともどうしてもここじゃないといけないというような御希望が強いようであれば、再度、随時募集ということで仕切り直しをせざるを得ないというふうには今考えております。

それから、募集の時期についてですけれども、今の段階だと9月末の竣工予定でございますので、それ以降に公募を行いたい。今回、条例の議案を上程させていただいたのは、それまでに申し込み条件とかを議会の御承認をいただいた上で、具体的な部分を、対外的に周知したいという意味合いがありましたので、9月議会ではなく今回の議会で議案上程をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最初はどうしても4戸全部空き家なので、全部それぞれが抽選、

1戸について抽選する、また、ほかの棟についても抽選をするということによってやっていくと。1戸の棟で漏れた人が、今おっしゃった第2希望ですか、予備の人も決めるということで、その人がほかの棟の参加資格があるかもしれないと、そういう意味ですか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今回の砂田議員さんの御質問についてですが、あくまで補欠というか2番目、3番目のくじに当たった方については、その棟に対しての補欠順位でございますので、仮に残りの棟で応募者が全くなくてという情報をお示ししたときに、それは補欠は辞退した上で、改めてほかの棟に申し込みをしていただくという手順を踏みたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） わかった。（発言する者あり）

ちょっと暫時休憩します。

午後1時46分休憩

.....

午後1時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 砂田議員さんの御質問なんですが、まず、抽選を行います。それで、入居者の決定及び入居補欠者の候補順位を決めさせていただきます。それで、次に、応募がなかった住宅につきましては期間を定めて先着順での受け付けを行います。入居補欠者については、補欠を辞退し、先着順に申し込んでいただくこともできると。先着順につきましては支所とか出張所、郵送での申し込みが考えられますので、同日に同じ住宅に複数の希望者があれば、また後日、抽選とさせていただきます。一旦は、そこで4棟のうちの1棟だけしかなかった場合には、そこで一旦入居者を決定して入居候補者を決めると。候補順位を決めて、そこで入居の補欠者として待つよというのであれば、それは御本人の希望で補欠者として待っていただいてもいいんですが、次の抽選に、応募の中で、空き部屋の応募については入居補欠者の方がもう候補者の資格を捨てて、辞退して先着順のほうに申し込んでいただければ、その申し込みの順についてまた一から出直し、3つのうちのどれかに申し込んでいただくと。ほかから来る場合、その期間だから1人、2人増えるかもわかりませんが、そのときには重なった部分では抽選を行うと。誰もおらんかったらそこへすんなり決まるというような手順は踏みたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ちょっと待つて。暫時休憩します。

午後1時50分休憩

.....



午後1時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 9条の入居できる期間ですが、18歳、高校卒業したと同時に  
出なくちゃいけないということですよ、これは。そういう意味じゃないんですか。子供が、例  
えば、今、10歳の子供がおって、18歳になったらそのときは出なくちゃいけないというこ  
だと思ってるんですが、ちゅうちょするんじゃないですかね。例えば、12歳の子供がおって、  
18になったら出にゃいけんと言ったら、ちょっと入るの考えようかなと思うような気がするん  
ですよ、僕がその立場だったら。その辺がちょっと気になるんですけど、町長が認める場合には  
というのがあるにはあるんですが、その辺はもう少し臨機応変にというか、1回住んだらもうず  
っと住んでもいいよとか、当然家賃は高くはなるんですが、そういうふうにしたほうが、なかな  
か家を引っ越してやろうというのは、しかも柳井に家建てようかなと思っちゃう人が、じゃあ、  
ここはちょっと安いからとそこに入ろうとしたときに、どうせ3年たったら出にゃいけんのやっ  
たら、もう柳井に住もうかというふうにならんかなという危惧があるので、その辺はいかがです  
か。

○議長（荒川 政義君） 休憩しようか。暫時休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後1時58分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） ただいまの小田議員さんからの御質問ですが、あくまで住宅を  
整備した目的というのが、子育て世帯に対しての住居の確保という観点から、お子さんの年齢に  
ついて第9条で制限を設けさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） やさしい初歩的な質問を。説明のほうに、周防大島に定住する意  
思のある方ということ、町内の方はまず対象にしていないのか。在住の方ですね、町内に在  
住されている方。あと、義務教育修了前の子ということ、例えば、この公募が9月に行われる  
予定ということ、その時点で妊娠されている方というのが資格者に入るのかどうか。その2点  
と、あと、40ページの26条ですね、居住目的に使用しつつ当該定住促進住宅の一部を住宅以  
外の用途に併用することができる。これはどのようなことを予測されているのかをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） ただいまの新田議員さんの御質問でございます。

第5条の入居者の資格のところ、町内在住者を対象にしているかどうかという御質問につきましては、町内在住者も当然というか、対象になっております。

それから、申し込み時に妊娠されておられる場合というところでございますが、あくまでも申し込み時に1名以上養育しておるといふふうに規定しておりますので、申し込み時点で、妊娠ではなくてお子さんがおられない場合は入居資格を有しているというふうには考えておりません。

それから、26条の用途変更の制限のところでございますが、今、こちらで想定しておるのは、例えば、身体的な理由があつて外で就業ができない方が御自宅で職につかれるという、鍼灸であるとか、整体とか、マッサージとか、身体的な理由によって自宅でそういう仕事をされる方というのを想定しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ほぼ生まれそうな方も入らないちゆうことですよね、これは。厳しいですね。その辺はもうちょっと柔軟に対応いただくほうがいいのじゃないかなという思いはあるんですけども。あと、戻りまして、26条の中で、そういった身体的なものがある場合に関しては事業を行つてもいいという御答弁でよかったですかね。例えば、ほかの何か飲食をやるとか、そういうのも場合によっては可能ということですかね。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 新田議員さんの御質問ですが、あくまでというか、やむを得ずというところで、ほかに店舗等で飲食業ができるような状態であれば、それを用途変更として認めるというのはちょっと無理があると考えております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時03分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号については建設環境常任委員会へ審査を付託することといたします。討論、採決は、最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時06分休憩

午後 2 時 29 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中谷生活衛生課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 先ほど、砂田議員さんの質問に対する答弁の訂正をさせていただきます。

選考方法につきましては、委員会の中で再度検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 議案第 7 号については建設環境常任委員会へ審査を付託することといたします。討論、採決は、最終日の本会議といたします。

#### 日程第 16、議案第 8 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 16、議案第 8 号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第 8 号周防大島町町衆文化伝承の館条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成 30 年 12 月議会におきまして、公民館等の文教施設使用料につきましては、できる限り利用者の負担を抑え、料金体系、部屋の名称など、利用者によりわかりやすい利用体系となるよう改正する、周防大島町公民館条例等の一部改正議案の御審議を賜り、御議決をいただいたところでございます。

しかしながら、この一部改正議案の第 5 条、周防大島町町衆文化伝承の館条例の改正部分に 1カ所錯誤があることが判明いたしました。誠に申し訳ございません。

改正をする箇所につきましては、周防大島町町衆文化伝承の館条例の別表中、語らいの間の夜間休日使用料 1 時間当たりの使用料を 510 円と表記しているところであります。正しくは 250 円でございますので、これに係る使用料を 250 円に改めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 大変ショッキングな議案でございまして、資料のほうに、今説明もありましたが、誤りがあつたと。12 月議会での議論といいますか、審議もまだ記憶に新しいところではありますが、誤りがあつたということ自体がちょっと信じがたい話ではありますが、じ

やあ、どういうふうにその誤りを、発覚した経緯というんですかね、なぜそれがわかったのか、その辺について御説明をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの、誤りの理由と発覚の経緯という御質問でございますけれども、これにつきましては、消費税改正に係る議案作成を行う過程で、昨年12月に提出いたしました公民館条例等の一部改正議案に係る関係資料を参考にしていましたところ、議案及び新旧対照表の町衆文化伝承の館条例に関する部分の施設使用料の表記の1カ所に誤りがあることが判明いたしました。委員会での決裁処理など、チェック段階においても気がつかず、今回一部改正議案を提出させていただいた次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 12月議会の議論も条例改正、使用料の改正ということで議論だったんですが、その使用料の改正で金額に誤りがあったのを見逃していたと、その段階では見逃していたということになるかと思いますが、そうすると、それを今回の消費税改定の際のチェックで見つけたということだろうと思うんですが、だとすると、12月議会の際にも私は使用料改定の議案には全面的に反対をいたしまして、まだまだ熟考が必要だと、検討が必要だと申し上げたものを議会で議決したという過程もありまして、そのような中でこういうミスがあったということは、まだほかにもミスがあるという可能性は否定できないんだろうと思いますが、その辺はどういうふうに、もうこれ以上、次にあってはなりませんから、そこをどういうふうに担保されるのか、その辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今回の件は本当に大変申し訳ありません。もう1回精査したつもりです。ないように努めております。

ただ、今回御理解いただきたいのは、間違っているところを間違ったまま置いておくことはできませんので、大変恥ずかしいし、大変御迷惑をおかけしたのは重々存じ上げておりますが、誤りが見つかったらすぐ申し上げて訂正すべきだろうと思って御無理をお願いしている次第です。いろいろ御迷惑をかけて大変申し訳ありませんでした。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 実際に510円で徴収をしているところはあるんでしょうか。あるとすれば何件ぐらいあるのか伺います。

それから施行期日ですが、7月1日というふうになっていまして、7月1日までは間違ったままでいくということになるかと思うんですが、これはもう公布の日といいますか、すぐ施行したほうがいいんじゃないですか。例えば、6月21日に施行させるとかいう、誤りをこのまま置い

ておくというのはどうもちょっと解せんと思うんですが。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 現在までの状況でございますけれども、4月以降、夜間の利用がないため、利用者の方の不利益については生じておりません。

また、7月1日施行といたしましたところについてでございますが、不利益を被った方がいないということで、今後のことにつきましては指定管理者の方と協議をいたしまして、施設の使用について、できることなら他の部屋というところの使用についてお願いをしておるところでございますけれども、どうしてもその部屋でないといけないというところにつきましては、不利益のほうは講じないようにというところで減額の対応をしたいというところで協議をしております。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それはまた、この条例に違反する取り方ということになりませんか。それはもうそういうふうに現場で料金を変えるのであれば、この施行期日を思い切り早くして条例上も矛盾がないという姿勢、行政にしていこうということが必要ではないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時39分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。私どもの解釈が少し間違っておりました。周防大島町町衆文化伝承の館の条例15条に、使用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとするというところがありましたので、その期間だけ可能なというふうに私たちのほうが誤解しておりました、大変失礼しました。

6月いっぱい、今回の改正案が施行されるまでは、貸し出しを止めるという形にしたいと思えます。何重にも御迷惑をおかけして大変申し訳ありません。失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 間違いは間違いなので、もうこれ以上言ってもあれだと思えますが、正しく運営していくのが大事なことでと思いますので、一応、公布の日から施行するというので、一刻も早く、そういうふうな条例改正の提案と、7月1日ということで、それまで先ほどこから言われるように利用者がないように祈るとか、そういうようなことではなくして、即刻、公布の日から施行するというような対応策というのを検討してみるべきじゃないかと思えますけ

れども。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時47分休憩

.....

午後 2 時49分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） たびたび済みません。施行日が確かに間違っていたと思っております。

ただ、次の消費税全体の改正もありましたので、お許しいただけると大変うれしいです。二重に手違い、三重かもしれません、手違いがありまして、大変失礼しました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

----- . ----- . -----

#### 日程第 1 7 . 議案第 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 7、議案第 9 号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 9 号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

令和元年 1 0 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 1 0 % に引き上げられることに伴い、使用料等に係る条例について所要の改正を行うものでございます。

改正を行う条例は、第 1 条の周防大島町行政財産使用料徴収条例から第 5 7 条の周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例までの 5 7 条例であります。

改正後の料金の算定に際しましては、原則として現行料金を 1 . 0 8 で割り 1 円未満を切り上げたものを原価とし、この原価に 1 . 1 0 を掛けて 1 0 円未満を切り捨てて計算しております。

この計算によると、1 0 円単位で設定されている現行 5 0 0 円以下使用料等は改正に必要がないこととなります。ただし、現行 1 円単位で設定されているもの及び原価の明確な使用料等についてはその限りではありません。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませ

んか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まず施行期日、10月1日とあります。確認なのですが、消費税率が改定されなかった場合はどういう対応をされるのか、そこを教えてください。

それと、今、ちょっと御説明がありましたけど、単価計算の端数処理の方法なんですけど、1.08で割り戻したものを1円未満で切り上げて、1.1で掛け戻し、10円未満は切り捨てという方法で、原価が明確なものとか、1円単位のものは除くということだと思んですけど、それ以外はこういう方法で単価を計算しているから、改正になるものとならないものがあるということだと思んですけど、それでよろしいかどうか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、第1点、施行日が10月1日となっていることで、例えば、何かの事情で消費税が改定されなかった場合はどうするのかということでございます。それは、ならなかった場合によるので、どういう場合かというのによるんですけど、例えば、延期になった場合であれば、今回の条例の施行期日を改正する条例を9月議会にお諮りするような形になるかと思えます。

また、これもわかりませんが、凍結という形になりますと、これにつきましてはまた国のほうから、どういうふうな対応をせよという指示があるんだろうというふうに思っております。

それと、単価のはじき方、一律、先ほど説明した補足説明の考え方でいいのかということでございますが、原則としては特別な事情、先ほども言いました単位が1円であったり、原価がそもそも明確になっておるようなもの以外については、基本的には1.08で割ったところ、1円未満を切り上げた後に、1.10を掛けて10円未満を切り捨てるという形をとらせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、9月議会でもこの改正案は間に合うということでもあるんじゃないかと思うんですけど、だったら、さっきのも合わせて一旦取り下げて9月に再提案されてはどうかと思いますが、その辺の可能性について御答弁をいただきたいと思えます。

それと、単価の設定なんですけど、実情はわかるんですけど、やっぱり原価というのは明確にされるべきものであって、これまでのいきさつというんですかね、従前の規定もあるとは思いますが、やっぱり単価・原価は一応幾らですよ。割り戻した金額が端数で変わってくると、原価が変わってくるというのはちょっとどうなのかなと思えますけど、それはさておいて、例えば60ページに、公民館条例で210円のもの220円になると。ちょっと私の計算間違いなのかもしれませんが、210円を今言われたような計算式で計算しても220円にはならない、

210円のままだと思うんですが、それと、61ページの東和総合センターの一番上の640円が660円に変わっていますが、これも今の計算式でいくと変わらないと、650円になると思うんですが、必ずしもこの基準が統一されていないというふうに考えますが、その辺はもう一度確認させてください。いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 6月議会でこの改正案を出させていただいた件について、私のほうから答弁させていただきます。

実は、後にも出てくる水道料金なんかもそうなんですけれども、できれば早い段階で議会の御議決をいただいた上で、早い段階でアナウンスできたらいいかなということがございまして、この6月定例議会に提案をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの御指摘の部分でございしますが、公民館条例の場合、現行210円が220円になるところにつきましては、税抜きの場合といたしますか、もとの価格が200円、これに8%掛けた価格が216円ということで、6円を切り捨てて210円となっております。そして、今回、もとの価格がはっきりしておるということで、200円の価格に今度は10%を掛けた価格が220円となるという計算でございします。

あと、東和総合センターの640円が660円のところにつきましては、こちらはもともになる価格というのが600円としておりましたので、こちらにつきましては8%の段階で640円、これを10%にしますと660円になるという改正を今回させていただいた次第でございします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 51ページの第27条、周防大島町斎場条例の別表についてなんですが、私は金額じゃなくて、こちらの区分の使用時間についてなんですが、橘斎場、通夜で葬儀等使用、午後5時から翌日午前9時までというふうに条例で明記されておりますが、実際、現場では7時30分に追い出されるという話を聞いております。この条例が優先されるのか、現場での指示が優先されるのか、明確にさせていただきますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時03分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今の吉村議員さんの御質問についてお答えをいたします。



まだ、状況自体を正確に確認はしておりませんが、仮に7時半に退室させられるということであれば、あくまで条例に基づく午後5時から翌日の午前9時までというのが一区切りの時間帯でございますので、管理人に対して、あくまでお願いということであれば、利用者の御了解の上でというところで徹底させたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 失礼しました。言葉の選択に誤りがあったようで失礼いたしました。

故人との最後のお別れの間でございます。気持ちよくお別れできるような斎場運営をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午後3時05分休憩

.....

午後3時19分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第18. 議案第10号

日程第19. 議案第11号

日程第20. 議案第12号

日程第21. 議案第13号

日程第22. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第10号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてから、日程第22、議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号から議案第14号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

第198回通常国会において、最近の物価の変動や選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るために、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部を改正する法律が可決成立し、選挙長等の費用弁償の基準額が改正されました。

本町における選挙長等の報酬額については、平成16年の合併時より改定をしておりませんが、選挙長や投・開票管理者及び投票立会人の報酬額を、国の基準に合わせるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第11号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、本年10月以降の消費税率10%導入による財源を充て、低所得者の保険料の軽減強化が実施されることとなったため、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、88ページの新旧対照表に基づいて御説明をいたします。

第4条は、保険料率について規定したものであります。第1項に、現行の平成30年度から平成32年度までとあるものを、平成31年度及び令和2年度と改正するものであります。

第4条第2項の改正規定は、同条第1項第1号に該当する者の保険料、いわゆる第1段階の保険料を、平成31年度と令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.45から0.375とすることとし、保険料を3万2,130円から2万6,775円とするものであります。

第4条第3項の規定は、同条第1項第2号に該当する者の保険料、いわゆる第2段階の保険料を、平成31年度と令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.75から0.625とすることとし、保険料を5万3,550円から4万4,625円とするものであります。

第4条第4項の規定は、同条第1項第3号に該当する者の保険料、いわゆる第3段階の保険料を、平成31年度と令和2年度については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を0.75から0.725とすることとし、保険料を5万3,550円から5万1,765円とするものであります。

第4条第5項の規定は、同条第2項から第4項までの保険料の額に10円未満の端数が生じる場合に、これを切り捨てるものとするものであります。これにより、改正後の第1段階の保険料は2万6,775円から2万6,770円、第2段階の保険料は4万4,625円から4万4,620円、第3段階の保険料は5万1,765円から5万1,760円となります。

附則において、第1項で、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項で、経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第2項から第5項までの規定は、平成31年度以

降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

また、今回の条例改正において、令和元年度ではなく平成31年度と表記しておりますのは、介護保険料は年額で定めるのが原則であり、本改正条例による保険料は平成31年4月1日までさかのぼって適用することとなるためでございます。

なお、本条例の改正に際しましては、介護保険運営審議会の承認を得ていることを申し上げ、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第12号から議案第14号までの補足説明をいたします。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行に伴い、平成30年度に開催された周防大島町給水単価検討協議会及び周防大島町下水道使用料検討協議会での協議を経て、令和元年10月1日から水道料金及び加入負担金並びに下水道使用料に含まれる消費税及び地方消費税の率を8%から10%に改正しようとするものであります。

算定方法といたしましては、内税で表示されていたものについては、一旦8%分を差し引いて10%分を加えております。

なお、水道料金及び下水道料金とも、改正条例の施行日前から継続して使用している場合、施行日以後、最初に確定するもの、本町の例で申し上げますと、11月検針分につきましては、原則、従来どおり消費税及び地方消費税を8%のままの料金とするものであります。

それでは、その内容につきまして、議案ごとに御説明をいたします。

議案つづりの89ページをお願いいたします。

まず、議案第12号周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正についてでございますが、一般用の基本料金2,263円を2,305円に、超過料金については1立方メートル当たり258円を262円に、船舶・臨時用については1立方メートル当たり486円を495円に改めるとともに、半期分の基本料金1,131円を1,152円に、超過料金について、6立方メートルを超え12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり187円を191円に、12立方メートルを超えるものについては258円を262円に改めるものでございます。

また、メーターの口径別に設定されている加入金の額に含まれる消費税及び地方消費税の率も同様に改め、内税で表示されていたものから、一旦8%分を差し引いて、10%分を加えております。

第2条及び第3条は、本条例の施行にあたり、平成21年12月11日条例第30号及び平成

25年12月12日条例第53号の附則の一部を削除するものでございます。

附則第2項は、大口利用の町内事業所の超過料金に係る経過措置の取り扱いを規定するものであり、1,000立方メートルを超える部分を1立方メートル当たり247円を251円に改めるものでございます。

次に、95ページ、議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正についてですが、基本料金2,376円を2,420円に、超過料金については、12立方メートルを超えて40立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり226円を231円に、40立方メートルを超え60立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり172円を176円に、60立方メートルを超えた場合、1立方メートル当たり151円を154円に改めるとともに、半期分の超過料金について、6立方メートルを超え12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり197円を201円に改めるものでございます。

次に、101ページ、議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、簡易水道事業給水条例の一部改正同様、一般用の基本料金2,263円を2,305円に、超過料金については1立方メートル当たり258円を262円に、船舶・臨時用については、1立方メートル当たり486円を495円に改めるとともに、半期分の基本料金1,131円を1,152円に、超過料金について、6立方メートルを超え12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり187円を192円に、12立方メートルを超えるものについては258円を262円に改めるものでございます。

また、メーターの口径別に設定された加入金の額に含まれる消費税及び地方消費税の率も同様に改め、内税で表示されていたものから、一旦8%分を差し引いて10%分を加えております。

附則第2項は、水道事業給水条例施行規程で定めております、大口利用の町内事業所の超過料金に係る経過措置の取り扱いを簡易水道事業同様、条例で規定しようとするもので、1,000立方メートルを超える部分を、1立方メートル当たり251円にしようとするものでございます。

以上が、議案第10号から議案第14号までの補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、質疑はございませんか。  
田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、今回改正されていない報酬が2つありますが、これについては、なぜ改正されていないのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 費用弁償条例の改正でございますけれども、この選挙にかかわる報

酬の金額については、基本的には国の基準額に基づいて、それに合わせてきておりました。合併以降、国の法律で定めるところの額に合わせた額で選挙等にかかわる方の費用弁償を定めておりましたが、これが、平成19年において、同じように国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がございました。そのときに、選挙長以下の報酬額がそれぞれ100円ずつ減額される内容でございました。

ただ、本町といたしましては、選挙にかかわる方々の職務の内容等を考慮いたしまして、この段階においては減額をしないという判断がなされたものと思っております。

したがって、今回の一部改正において期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人は100円の増額。それ以外の方は200円の増額でございましたので、前回減額を行っていない関係から、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人は、いずれも変更がなかったということになりました。

そういうことで、今回、増額をしていないということになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御答弁によれば、まず、国の法改正に伴って改正しましたと。

19年のときの法改正では、町の条例は減額だったと。で、今回は増額となったから、その差額分で増えない部分は、今回、この2つについては改正されていないということなんですが、まず、その基本的な考え方として、国の法改正に伴って条例改正をすと言いながら、今の御説明では、減額改正のときには国に従わないけど、増額改正のときには国に従うというふうに捉えられるんですが、国の法改正に合わせて条例改正をしたという根拠だとすると、それはちょっと矛盾するんじゃないかなと思いますが、その辺を踏まえて、もう一回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの御指摘のとおり、増額をするときには基準をうたって、国の基準が減額になるとときにはそれに応じないのかということですが、基本的なところで、選挙管理者であったり、立会人であったり、選挙長であったりという方々につきましては、長時間の業務をしていただくというところで、我々といたしましてもできる限り報酬を上げたいという気持ちは常日ごろからございまして、ただ、上げるにあたっては、やはり根拠なり、裏付けなり、またそれなりの理由が要るんじゃないかということで、なかなか上げていなかったと。

で、このたび法律が改正されたことによって上げる大義名分ができたということで、このたびは改正をさせていただきました。そうした事情から、本来であれば、100円減額されたときにも減額されるべきであったのかもしれませんが、やはりその時点でも同様に、業務の内容等を考慮して、減額という形をとらなかったのものであろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 実情は理解される面もありますけど、町の条例なんで、やっぱりそこは報酬基準としてきちっとした根拠を持って、町民の方へ説明責任が果たせるような理由を持っていただきたい。法改正に基づいて条例改正をするんなら、条例を定めるんなら、増えようが減額になろうが従うべきだし、そうでない、町としての方針がというか、報酬基準があるんであれば、そこをきちっと明確にしないと。今のはどっちつかずな感じなんです。それをきちっと明確にしていきたい。これは要望になりますけど、何か答弁があればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 要望ということでとどめます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号周防大島町介護保険条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町簡易水道事業給水条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これも消費税改定に伴う料金改正ということで、計算方法、8%を差し引いて10%加算という御説明がありましたけど、端数処理の方法というのは、先ほどの使用料の条例とかと同じと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 給水単価検討協議会と下水道使用料検討協議会に諮る段で、前回、平成26年に消費税が5%から8%に改定されるにあたって、平成27年から10%に改定されるというのをお知らせして、当時ございまして、その段階で、一旦税抜きを円単位ではじきまして、それにそれぞれ8%、10%ということで審議会に案をお諮りして、その時点で8%の御了解を一旦いただきました。

で、今回につきましても、当時の原案をもとに審議会にお諮りして、その端数処理というか、今お示ししてある単価で御了承いただきましたので、こういう金額設定の条例の提案をさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、経緯はいいんですけど、具体的にこの2,263円を2,305円に変えるといったときに、先ほどの使用料条例の議案のときにあったような端数処理の仕方をして、計算されたのでしょうかということをお聞きしたんですけど。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今の田中議員さんの御質問でございますが、同様の処理をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、1円以下を切り上げて、1.1倍して、1円未満を切り捨てたという形になるのかと。単位は違って、1円単位で出しているんですよということになると思うんですが、そうすると、この2,263円と2,305円、要するに、原価というのは、もともとの金額は幾らなのか。さっきのような端数処理でやったとすると、その原価に幅が出てくると、さっきも申し上げましたけど、この場合で言うと、2,095.1円から2,096.0円までが結果的に同じ単価になるというのでは、やっぱり原価に幅があるというのは、原価というのは一つの決まった単価があると思うので、それがあればお示しいただきたいと思いますが、先ほどの端数処理の計算でいくと、この2,263円を1.08で戻すと2,095.37円になる。それを1.1倍して、さっきは10円未満を切り捨てたんですけど、今回は1円単位だから、1円未満を切り捨てると2,305円になる。ちょっと合わないんで、その計算はどういうふうな。原価が幾らで、どういうふうな計算をされたのかというのを具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 済みません、原価というか、協議会にお諮りした資料を今、持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第23. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第15号平成31年度橘斎場設備改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第15号平成31年度橘斎場設備改修工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は、平成6年度から供用開始しております、橘斎場の老朽化した火葬炉設備2基の更新と付帯設備等の改修を行い、安全な火葬炉の運転及び設備の延命化を図るため、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

橘斎場は、平成5年度に太陽築炉工業株式会社の火葬炉設備を選定し、建設を行っているところでございます。

炉の更新に際しましては、利便性を損わないよう1炉を稼働させながら工事をする必要があることから、現在の火葬炉設備の製作者で維持・補修等に精通している福岡市の太陽築炉株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、消費税額及び地方消費税額を加えた1億4,850万円で契約を締結しようとするものでございます。

工事の主な内容につきましては、火葬炉設備2基・機械設備・火葬炉燃料タンク、これは容量500リットルから950リットルでございますが、この更新と炉前ホールの床の張りかえが主なものでございます。

なお、参考までに、工事の完成期日は令和2年3月31日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、まず、完全な設備の入れかえだと思うんですが、その更新の理由と、修繕等で、年数がかなり経過しているのではどうかと思います。耐用年数との関係で、その辺がちょっとよくわかりませんが、入れかえということではなくて修繕とかで対応はできなかったものかどうか、その辺の検討はされたのかどうか。

それと、1社の見積もりで決まっている。一応、予定価格に対して98.8%の契約額というふうになっておりますが、その予定価格、実際の見積もりが1社なんで、予定価格を決めるときの見積もりも、この1社の見積もりによって決められたのではないかと思います。この1億3,661万3,000円という予定価格の妥当性をどういうふうに判断されたのか。おそらくこの金額の中には、火葬炉の本体の金額とその他の付随する工事の金額が含まれておるとお思いますので、完全なる見積もりで、今ある業者の入れかえということで1社ということだろうとは思



ますが、それにしても、完全にその業者でないとできない工事の部分と、そうでなくてもできる部分があるのではないかと思いますので、その辺の、見積もりで決めなくてはならない部分と、そうではない部分があると思います。その辺の、この1億3,600万円という予定価格の妥当性をどういうふうに判断して、この契約額を決められたのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問2点でございますが、火葬炉設備の更新の理由としては、先ほど補足説明でも少し申し上げましたが、供用開始から25年経過しているということ、それから、耐用年数自体は火葬炉設備は16年ということで、9年経過しておりますので、支障を来す前に更新したいということでございます。

修繕につきましては、修繕による延命化というのも当然考慮しなければいけないところがございますけれども、大規模修繕で炉が完全に止まった状態で御不便をおかけするよりは、その支障を来す前にというところで、今回、更新の契約をしたいというふうに考えました。

それから、予定価格等の妥当性のところでございます。工事内容で、炉前ホールの床の張りかえ等については、確かにこの炉の業者でなければできない部分ではございません。設計段階でその単価等が、例えば公共単価とか、物価本にあるような置きかえ可能なものについては、極力その単価の置きかえを実施いたしまして、諸経費につきましては、国土交通省の積算基準に基づいて設計をしております。

火葬炉本体の部分につきましては、御指摘のように1業者の見積もりでございますけれども、橘斎場を当初整備したときの内訳であるとか、ほかの業者さんへの聞き取りで、今回と同じように火葬炉設備を2基更新するなり整備する場合に、約7,000万円から8,000万円程度かかるというふうに聞いております。

このたびの当初の見積もりというか、設計につきましては、7,500万円程度でございましたので、1炉を動かしながら、1炉ずつ改修するということも踏まえて、予定価格は妥当というふうに私どもは判断いたしました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御説明では、7,500万円が見積価格ということなんですが、要するに見積書で決めた金額と、単価の置きかえをされたということもありましたので、それ以外の工事費がどれぐらいかかるのかと。

見積書の部分は、要するにこのメーカーでないと現地に合わない、入れられない、そういう理由があるからこの業者にしたということだと聞いておりますけど、その他の部分については、ほかの業者でもできるはずでありますので、そこをやっぱり、これは1本の見積もりでこの業者、火

葬炉のメーカーにこの見積金額を、1億3,500万円というのが出ていると。これによって契約金額が決まるということ以外に、この書類からの情報は得られませんので、そこをどういうふうに検討されたのか。本当にこの業者が一番安いのか。例えば、施設を改造してでもほかの業者のメーカーのものを入れたほうが安い可能性もあると言われたときに、これでは説明がつかないから、その辺の検討はされたんですかというのをお聞きしたんですが、その辺を踏まえてもう一回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 今の田中議員さんの御質問でございますが、火葬炉以外の部分で、建築、電気、機械関係の工事というのもございますので、その部分、直接工事費でいうと3,000万円少々ございます。諸経費を掛ける前のものがございますけれども。消費税抜きの諸経費を掛けて4,200万円ぐらいです。

火葬炉設備としては、先ほど申し上げた炉の部分だけで言えば7,500万円程度ですけれども、それに付随する台車であるとか、付属設備なんかもございますので、それが9,300万円程度でございます。

火葬炉以外の部分について、例えば分割発注ということも選択肢としてはあり得るかもしれませんが、炉だけの入れかえというわけにはいきませんので、電気とか機械関係も炉と関連する部分がございますから、ここは一体的に施工していただくほうが、作業効率なりも考えると、1社随契という選択肢をとった次第でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済みません、1点だけ確認させてください。

今、付属設備が9,300万円と言われたんですが、それじゃちょっと計算が合わないと思うんですが、もう一回確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 9,300万円と4,200万円で合わないという御質問ですか。

（発言する者あり）契約額とですか。（発言する者あり）9,300万円は火葬炉を含めてのものでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

答弁漏れがあるのわかった。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 先ほど、議案第12号のところでも田中議員さんから御質問のありました原価の部分でございますが、水道料金につきましては、2,096円を課税前の原価と

して計算をしております。

○議長（荒川 政義君） それでは、討論、採決に入ります。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号平成31年度橋斎場設備改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもって、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、6月20日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時01分散会

---